

個人文書の収集・整理・公開に関する諸課題

第1回広島大学文書館研究集会記録集



広島大学文書館

home.hiroshima-u.ac.jp/hua/

はじめに

設立 10 周年をへて、新たな第一年にあたる平成 27 年 12 月 5 日、広島大学文書館としては、はじめての研究員集会を開催した。平成 27 年は、第二期中期目標・中期計画の最終年にあたり、また、公文書管理法(公文書等の管理に関する法律、平成 21 年 7 月 1 日第 66 号)の見直しの時期にもあたっていた。

国立公文書館の在り方をめぐって迷走が続くなか、政令指定施設として広島大学文書館は(以下、文書館)、本務である統一的法人文書管理を行いつつ、高等教育機関である大学に対応した全学の教育研究施設としても広島大学関係諸資料の収集・整理・公開を業務として定着させてきた。今回の研究員集会は、後者の立場から行う文書館として初めての試みである。

テーマは、「個人文書の収集・整理・公開に関する諸課題」とし、四人の方に報告いただき、熱心かつ真摯な討論が行われた。なお、個人文書とは、文書の作成からする公文書・私文書という分類ではなく、所蔵形態から個人が所蔵していた文書全てを対象とするものである。

大学文書館・アーカイブズの多くが大学史を基盤に設立された。このため、所蔵資料は、大学史叙述に使用するために収集され、個人からの寄贈文書であっても事項別に整理されることが多かった。例外的に、創設者については、個人文書として一括して所蔵・整理・公開されたものの、所蔵スペースや人員・予算、教育史のもとでの大学史という視野からか、個人が所蔵していた文書全体を対象とする資料の収集・整理・公開は、必ずしも活発であると言えないのが実態である。例外的ないくつかの私立大学においても、日本近現代史等研究関心から収集されたものが多い。この点、文書館では、初代学長森戸辰男の関係資料を収蔵する森戸辰男記念文庫、建学の精神及び理念を具現化する平和学術文庫、本学前身校広島高等師範学校出身の作家梶山季之の文庫という三つの特殊文庫を設置して、その収集に方向性を持たせるとともに、総合大学が有する拡がり前提に、多くの個人文書及び団体文書を収集し、「個人文書」「団体文書」として整理・公開してきた。この方向性を再確認するとともに、問題点を多角的に問う試みが本研究集会であったと考えている。

その意味で、活発な意見をいただき、文書館としての問題点も再認識できたと考えている。今後の文書館の運営・活動に資していきたい。また、本報告書を一つの基盤としつつ、大学が有する個性が、大学アーカイブズにも反映され、大学アーカイブズの多様性に広がり可能性を与える一助ともなれば幸いである。同時に、大学アーカイブズの可能性は、大学という高等教育機関であるが故に可能なものであり、機関アーカイブズとしての公文書館については、その本務である公文書管理がなによりも重要であることを再確認するうえでの参考ともなれば、とも考えている。

広島大学文書館
館長 小池 聖一

個人文書の収集・整理・公開に関する諸課題
第1回広島大学文書館研究集会記録集

目 次

趣旨説明		
.....	広島大学文書館長	小池 聖一 1
報告① 広島大学文書館における個人文書の所蔵・公開状況について		
.....	広島大学文書館	石田 雅春 3
質疑応答①		13
報告② アメリカミシガン大学の歴史図書館：所蔵資料と利用の現状		
.....	桜美林大学	中生 勝美 17
質疑応答②		33
報告③ 地方国立大学史の編纂と旧制官立高等学校関係資料—旧制佐賀高校を中心に—		
.....	佐賀大学	永島 広紀 37
報告④ 台湾統治関係史資料の現状と今後の課題		
.....	中京大学	東山 京子 57
質疑応答④		72
ディスカッション		77
参加者名簿		92
編集後記	広島大学文書館	小池 聖一 94

第1回広島大学文書館研究集会 個人文書の収集・整理・公開に関する諸課題

【趣旨説明】

広島大学文書館 館長 小池 聖一

今日は皆様、遠いところを本当にありがとうございます。文書館長の小池です。

研究集会は、広島大学文書館として最初の試みです。これまで、第三者評価等々を通じて、幾つかの点で、もっと改善したらいいのではないかといたご示唆いただきました。このようななか、昨年度、なんとか10周年を迎えることができ、そして、11年目の新しい一歩を踏み出すにあたって、研究集会を企画したところでございます。

広島大学文書館の場合、法人文書管理を行う公文書室が中核にあり、日本で初めて公文書管理における統一的管理、すなわち現用記録の管理も担当しております。館長である私は、統括文書副管理責任者でもあり、公文書管理法にもとづく監査業務も担当しております。

一方で、日本の大学アーカイブズは、基本的に大学史を基盤に発展してまいりました。広島大学文書館の場合には、大学史編纂(広島大学五十年史編纂事業)の途中に文書館が設置されました。大学史編纂と文書館業務は、並行しておこなわれました。国立大学において大学史に関係なく、法人文書管理を中心に大学でアーカイブズができたのは、菅真城さんのいる大阪大学(大阪大学アーカイブズ)が初めてですが、広島大学文書館の場合、大学史と並列的な意味で文書館業務も進んできました。

その過程で、広島大学文書館の特徴なところは、公文書の管理が第一義ですが、一方で個人文書という概念を使って、個人文書の収集・整理・公開を進めてまいりました。個人文書というのは、基本的に公文書、私文書という文書作成に基づく分類ではなく、所蔵者が個人なのか、あるいは団体なのか、という所蔵形態に基づく分類です。

例えば、私ども広島大学文書館には教職員組合の資料もあります。また、森戸が関係した百働会・百まで働こう会の資料も所蔵しております。このような団体関係の事務局等が所蔵していた形態そのままに寄贈を受け、整理し、公開してまいりました。

個人文書としては、先駆的機関として国立国会図書館憲政資料室があります。憲政資料室における収集・整理・公開に関するノウハウなどを学びながら、ここまで10年間やってまいりました。その個人文書の収集・整理・公開というものを、大学文書館として今後どのようにやっていくのか、やっていけばいいのかというのが一つの問題でした。

企画当初の段階で、文書館長として私は、個人文書の整理・公開について非常に危機感

を持っておりました。その危機感に関しては、今回、お手元に私が個人的に入れたものですが、二つの原稿があります。

一つは『情報の科学と技術』の大学アーカイブズに関する原稿です。これは平成 28 年 4 月に出るものなので、皆さん、注意して扱っていただきたく存じます。現在、校正をしておりますので、これがそのままのかたちでは出ないとは思いますが、再校のゲラです（「大学アーカイブズの可能性」『情報の科学』Vol.66No.4、2016 年 4 月）。

それからもう一つのもは、国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議に関して私が分析をし、批判的に書いたものです（「国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議について」『広島大学文書館紀要』第 18 号、2016 年 2 月）。アーカイブズの在り方は、多様で良いと思っております。設立の経緯、基盤の違いが存在していますから。しかし、国立公文書館は、ナショナルアーカイブズであり、基本線は明確です。この点を特に強調しました。

広島大学文書館も大学史資料室、特殊文庫等により、多様な要素を取り入れて運営してまいりましたが、石田雅春大学史資料室長から、収集にあたってのいろいろな法的な問題などの具体的な報告を、それから実際にアメリカの大学文書館についての実例報告として中生勝美先生からお話をいただきます。また、永島広紀先生からは、大学アーカイブズの存立の基盤となった大学史において、今と連続した歴史的な重要性について、改めて確認する必要性について明らかにしていただけるものと考えております。また、東山京子先生からは、中京大学社会科学研究所台湾史研究センターの事例を通じて、所蔵史料の今後と研究についてお話しいただきます。

報告者の方々にはお忙しいなか、報告をいただき、有難うございました。本当に感謝しております。

ご参加の皆さまにも、この機会に、ぜひ質問等々のかたちで議論が高まってまいればと思っております。今日一日、よろしく願いいたします。

【報告①】

広島大学文書館における個人文書の所蔵・公開状況について —著作権法とアーカイブズを中心に—

広島大学文書館 石田 雅春 氏

1. はじめに

(1) 広島大学文書館の概要

最初に報告の前提として、広島大学文書館の現状について紹介したい。広島大学文書館は、平成16(2004)年4月1日に設立され、今年で11年目を迎える。文書館の組織は図1のように、公文書室と大学史資料室の二室体制をとっている。このうち公文書室が広島大学の公文書(法人文書)の管理を行い、大学史資料室が個人文書の整理・公開を行っている。スタッフは、館長1名(兼任)、専任教員2名、専門職員1名、事務補佐員2名、アルバイト(年間契約分)3名の態勢で業務を運営している。

図1 組織図(平成27年4月現在)



(2) 所蔵資料の公開状況

次に資料の所蔵および公開の状況について見てゆく。表1に所蔵資料の目録公開の状況を掲載した。平成27年4月現在の状況で、所蔵資料に対する目録公開の割合は、法人文書が100%、個人文書が67.3%となっている。表2に個人文書の所蔵・目録公開状況の推移を掲載した。文書館設立当初は目録公開率が34.3%であったが、次第に数値が改善していることがわかる。

表1 所蔵資料の目録公開状況(平成27年4月現在)

区分	収蔵点数	目録公開点数	目録公開率
法人文書	17,337点	17,337点	100.0%
個人文書	約146,228点(受贈時の概算)	98,531点	67.3%

表2 個人文書の所蔵および目録公開状況

区分	平成17年3月	平成20年1月	平成24年10月	平成26年2月
収蔵点数	70,210	99,932	137,677	140,304
目録公開点数	24,094	27,181	55,966	88,150
目録公開率	34.3%	27.1%	40.6%	62.8%

表3 都道府県・政令市立公文書館の公文書公開率（平成24年4月1日現在）

公開率	未回答	0~25%	25~50%	50~75%	75~100%
館数	7	4	11	6	11

出典：竹内啓「アーカイブズ新時代の地方公文書館とは」『札幌市文化資料室研究紀要』第5号、平成25年3月

これについて、参考として都道府県・政令市立公文書館の公文書の公開率を表3に示した。公文書に限った数値であるが、同表を見ると広島大学文書館の公開状況は他館と比べても遜色のない状況にあることが分かる。

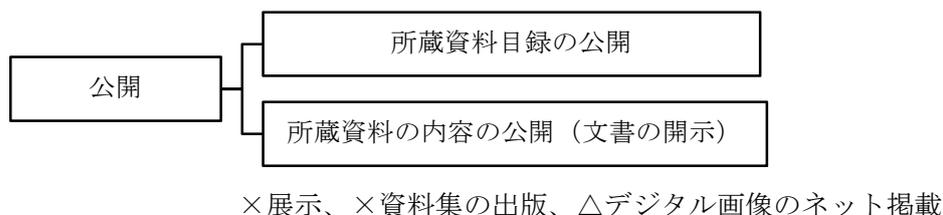
ただ、資料の目録公開を進めるにつれ、新たな問題の存在が明らかになってきた。そこで本報告では現在、当館の直面している諸課題のうち個人文書の公開、特に著作権の調整の問題について述べたい。

2. 個人文書「公開」の問題点

(1) 「公開」の定義

本題に入る前に、疑義が生じるのを防ぐため、筆者の考えている「公開」の定義について述べておきたい。「公開」という用語は広く使われているが、その内容は多岐にわたる。これに対して筆者は、アーカイブズにおける「公開」を図2のように考えている。

図2 アーカイブズにおける「公開」の定義の模式図



すなわちアーカイブズにおける資料の「公開」とは、①所蔵資料の目録の公開と②所蔵資料の内容の公開（文書の開示）という二つの要素から成り立っていると考えている。一般的には、展示や資料集の出版、あるいはデジタル画像のネット掲載なども資料の「公開」と考えられがちだが、こうした公開の方法は、博物館や美術館、あるいは大学の付置研究所など、アーカイブズのような資料公開の仕組みを持たない機関でも実施できる方法である。

一方、①所蔵資料の目録の公開と②所蔵資料の内容の公開という方法は、類縁機関では行うことのできないアーカイブズ固有の機能なのである。すなわち公開した目録に基づいて利用者が資料の閲覧を請求し、それに応じてアーカイブズが資料を出納し利用者に閲覧

させるという一連の行為こそがアーカイブズにとっての「公開」であると考えている。

さて、こうした観点から広島大学文書館の現状について見てみると、①所蔵資料の目録の公開は改善しつつあるが、新たに②所蔵資料の内容の公開（文書の開示）について課題が生じている状況である。

（２）所蔵資料の内容の公開（文書の開示）と著作権—公文書—

さて、これまでアーカイブズにおける所蔵資料の内容の公開（文書の開示）については、公文書を対象として個人情報保護法・情報公開法を中心に議論が積み重ねられてきた。一方で著作権法についてはほとんど考慮されてこなかった。

そこでまず公文書の公開について著作権法の条文を確認する。以下は著作権法の第18条（公表権）のうちアーカイブズに関する条文を抄出したものである（ゴシック体表記は筆者による）。

3 著作者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる行為について同意したものとみなす。

一 その著作物でまだ公表されていないものを行政機関（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「行政機関情報公開法」という。）第二条第一項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）に提供した場合（行政機関情報公開法第九条第一項の規定による開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。）行政機関情報公開法の規定により行政機関の長が当該著作物を公衆に提供し、又は提示すること（当該著作物に係る歴史公文書等（公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号。以下「公文書管理法」という。）第二条第六項に規定する歴史公文書等をいう。以下同じ。）が行政機関の長から公文書管理法第八条第一項の規定により国立公文書館等（公文書管理法第二条第三項に規定する国立公文書館等をいう。以下同じ。）に移管された場合（公文書管理法第十六条第一項の規定による利用をさせる旨の決定の時までに当該著作物の著作者が別段の意思表示をした場合を除く。）にあつては、公文書管理法第十六条第一項の規定により国立公文書館等の長（公文書管理法第十五条第一項に規定する国立公文書館等の長をいう。以下同じ。）が当該著作物を公衆に提供し、又は提示することを含む。）。

（中略）

四 その著作物でまだ公表されていないものを国立公文書館等に提供した場合（公文書管理法第十六条第一項の規定による利用をさせる旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。）同項の規定により国立公文書館等の長が当該著作物を公衆に提供し、又は提示すること。

同条文によると、著作者（著作権を有している人物）本人が未公表の著作物を行政機関や国立公文書館等に提供した場合、その未公表の著作物の公開に同意したと見なすことになっていることが分かる。しかし著作者以外の第三者が著作物を提供した場合はどう取り扱うのかという点は規定されていない。（この点は、後述する個人文書にも共通する問題である。）

なお、同条文に基づき公開された文書は、法的には未公表著作物として取り扱われる。このためアーカイブズは請求に応じて利用者に文書を閲覧させることは可能であるが、利用者が番組や出版物への利用を希望しても、アーカイブズはそれを許諾する権限が無いと考えられる。

次に複製についての条文を確認する。複製については、著作権法の第42条の3に次のように定められている。

第四十二条の三 国立公文書館等の長又は地方公文書館等の長は、公文書管理法第十五条第一項の規定又は公文書管理条例の規定（同項の規定に相当する規定に限る。）により歴史公文書等を保存することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、当該歴史公文書等に係る著作物を複製することができる。

2 国立公文書館等の長又は地方公文書館等の長は、公文書管理法第十六条第一項の規定又は公文書管理条例の規定（同項の規定に相当する規定に限る。）により著作物を公衆に提供し、又は提示することを目的とする場合には、それぞれ公文書管理法第十九条（同条の規定に基づく政令の規定を含む。以下この項において同じ。）に規定する方法又は公文書管理条例で定める方法（同条に規定する方法以外のものを除く。）により利用をさせるために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。

同条文からは、①資料を保存する場合と②公文書管理法に基づいて資料を利用者に提供する場合に限り、アーカイブズは著作権者の許諾を得ることなく複製をおこなうことが認められていることが分かる。

なお、利用者が得た複製の取り扱いについては特に規程がない。このため利用者がこうした複製を使用するためには、利用者の責任において著作権者の許諾を得る必要があると考えられる。

（3）所蔵資料の内容の公開（文書の開示）と著作権—個人文書—

次に個人文書についてみてゆく。その際に留意しなければならないのは、個人文書の多様性である。表4は、著作権処理の観点から個人文書を区分したものである。

表4 個人文書の内容と著作権処理の関係

区分	内容	寄贈書式の有効性
書類	寄贈者が著作権を有する原稿・ノート・メモ・日記	○
書類	公文書（官公庁、会社、団体）	×
書簡	他人からの来信	×
書籍・新聞	公表された出版物	×
物品	民具、絵画、など	△

これまで個人文書の整理にあたっては形態別に区分することが多かったが、これを著作権の観点からみると、さらに①寄贈者が著作権を有する著作物と第三者が著作権を有する著作物、②公表された著作物（書籍や新聞）と未公表の著作物（原稿や書簡）、③著作権の保護期間が終了している著作物と終了していない著作物に分けて考える必要がある。

こうした著作権の調整の問題に対処するため、広島大学文書館では、平成20年に制定した寄贈手続きの書式を平成25年に改訂するとともに、オーラル・ヒストリー（インタビューも含む）を実施する際には許諾書を作成するようにした。

資料1（後掲）はオーラルヒストリーの許諾書（表面のみ）である。これは政策研究大学院大学が実施したオーラル・ヒストリープロジェクトの書式を一部改訂したものである。資料2（後掲）は寄贈申込書である。国立公文書館も平成25年の著作権法の改正にあわせて個人文書寄贈関係の書式を制定した。本館はこの書式を一部改訂して利用した。

こうした手続きを経ることにより、寄贈者が著作権を有する文書については資料の公開のみならず、出版掲載等の利用申請に対して許諾を与えることが可能となる。しかし前掲表4の右欄に△や×示したように、寄贈者が著作権を有しない著作物（以下、第三者の著作物と略記）については、こうした対処法でもカバーしきれないのである。

では、第三者の著作物について、アーカイブズとしてどこまで資料を公開することが可能なのか、以下、①資料の内容の公開と②資料の複写許可について検討したい。

（4）第三者の著作物公開の問題点—資料の内容公開—

資料の内容の公開に際して問題になるのが、未公表の著作物の取り扱いである。著作権法では著作者人格権として公表権が設定されており、個人の場合は本人の生存中、法人等の場合は少なくとも作成後50年間は有効と考えられている。（著作者人格権は一身専属なので法人等が消滅するまで有効という見方もある。）様々なケースが想定されるが、本報告では、以下の二事例について検討してゆく。

さて一つ目の検討事例は、個人文書のなかに作成後50年経過していない未公表の公文書が含まれていた場合である。公文書の公開については30年公開原則という考えが広く知られている。ただ、これは正規の手続きを踏んで機関アーカイブズ（国の公文書なら国立公文書館等、都道府県の公文書なら各都道府県立の文書館）に移管されたものを対象とした議論である。このため個人が手許文書として保有していた公文書が機関アーカイブズ以外のアーカイブズに寄贈された場合は、30年公開原則が適用できるのか、公表権の観点からみて疑義がある。

日本の場合、30年公開原則は、公文書管理法の成立時に付帯決議として盛り込まれたにすぎない。著作権法と競合する場合は、法律である著作権法の規定が優先すると考えられる。このため上記のような状況で資料の内容を公開するためには、著作権を有する法人等の了解を得るか、公表権が消滅するまで非公開とするしか対処方法がないと考えられる。

なお、公文書のうち法令等は、著作権法第13条の規程によりそもそも著作権保護の対象外（著作物性がない）となっており、作成後50年経過していなくても公開が可能である。

二つ目の検討事例は、第三者から送られた書翰（寄贈者が著作権をもたないもの）を公開できるのかという問題である。これについては「三島由紀夫一剣と寒紅」事件の判決（東京地裁判決：平成11年10月18日、東京高裁判決：平成12年5月23日、最高裁判決：平成12年11月9日）が参考になると考えられる。この裁判は、故三島由紀夫と生前に親交のあった人物が三島由紀夫から送られた書翰を出版したことに対して、遺族が出版の差し止め等を求めて争われたものである。

同事件の判決によると、①単なる時候の挨拶、返事、謝礼、依頼、指示など事務的な内容以上のことが記されている書翰は著作物として取り扱われる（逆に事務的な内容のみであれば著作権が発生しないと解釈できる）、②他人に対して送った手紙について発信者が著作権を有する、という点が確認された。また、著作権法第60条（著作者が存しなくなった後における人格的利益の保護）も争点となり、判決では著作者の死後も遺族に対する配慮が必要であることが確認された。

一事例にすぎず、今後他の判決で異なる解釈が下る可能性がないとも言えないが、当面はこの判決を基準に考える必要がある。すなわち書翰の公開にあたっては、①その書翰が著作物に該当するの否か、②発信者は生存しているの否か、③発信者が死去している場合は遺族への影響の有無、について検討した上で、公開の可否を判断する必要があると考えられる。

（5）第三者の著作物公開の問題点—資料の複写許可—

次に資料の複写許可について見てゆきたい。広島大学文書館の場合、公文書室所管の資料は公文書管理法の対象となっているが、大学史資料室所管の資料は公文書管理法の対象外である。このため資料の複写許可については、大学史資料室は著作権法施行令第一条三の「図書館資料の複製がみとめられる図書館等」に該当するため、次に掲げる著作権法第31条（図書館等における複製等）をもとに資料の複写許可を考える必要がある（ゴチック体表記は筆者による）。

（図書館等における複製等）

第三十一条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この項及び第三項において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部。第三項において同じ。）の複製物を一人につき一部提供する場合

複写については著作財産権に属する権利で、個人の場合は著作者の死後 50 年間、団体の場合は公表後 50 年間（未公表の場合は作成後 50 年間）保護されることとなっている。しかし著作権法第 31 条により、図書館等は著作者の許諾を受けなくても公表された著作物の一部分の複写を許可できることとなっている。この「一部分」の具体的な範囲については、すでに図書館の統一見解が形成されているので、アーカイブズもこれを準用するのが妥当と考えている（国立国会図書館ホームページ参照 <http://www.ndl.go.jp/jp/service/copy/copyright.html#law4>）。

3. おわりに

以上、広島大学文書館の現状を紹介するとともに、個人文書の公開と著作権の調整の問題について報告者の見解を述べた。こうした法律の条文解釈はあくまでも報告者の一意見に過ぎない。当然ながら人によって解釈の幅があり異論もあると考える。そこで問題となるのは、著作権の調整がアーカイブズの業務と密接な関係にあるにもかかわらず、これまでアーカイブズが統一見解をまとめてこなかったことである。

すなわち図書館や美術館は、すでに専門の組織を設けて著作権法と所蔵資料との関係を検討し統一見解を示している。美術館の場合、全国美術館会議が中心となって検討をおこない、その成果を『現場で使える著作権ガイド』（甲野正道・山梨 俊夫著、全国美術館会議編、星雲社発行、平成 23 年）にまとめている。また、図書館は「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」（図書館側 5 団体、権利者側 6 団体が参加）を設置し、平成 16（2004）年以降、随時検討を重ねているのである。

こうした類縁機関の動向とともに法令遵守が強く求められている最近の社会情勢を踏まえるならば、著作権の問題は個々のアーカイブズが独自に対処するものではなく、アーカイブズ全体として統一的な解釈を定めるべき段階に来ていると考えられる。

附 記

報告終了後に参加者の方から、二つのご指摘をいただいた。重要な指摘であるので、以下、これに対する私見を交えて紹介したい。

一つ目の指摘は、報告者が「判例」と判決を混同しているのではないかということであった。後日確認したところ、狭義の「判例」は、裁判所によって「最高裁判所判例集」などに登載すべきと判断された判決を指すことが分かった。現在、こうして判例集に登載された判決は、最高裁判所のホームページのデータベース（http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search1）により確認できる。

また論者によっては、最高裁判所以外の下級審での判決は「判例」ではないという見方や、最高裁判所の判決もすべてが判例ではなく判決の中に含まれている理論内容が「判例」という見方もあることが分かった。（この点については次の講演録が特に参考となった。藤

田宙靖「最高裁判例とは何か」『横浜法学』(22 卷 3 号、平成 26 年 3 月)

そこで、研究会の報告において筆者は安易に「判例」という用語を使用したのが、こうした状況を踏まえ本稿では単に「判決」と表記することにした。

二つ目のご指摘は、資料（特に公文書）について、そもそも著作物かどうか（著作物性の有無）が争点になるのではないかということであった。これについて著作権法では著作物について「著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」(第二条第一号)と定義している。この定義について表面上解釈すれば、業務遂行のために作成される公文書は、著作物性が無いように思われる。

しかし「日本人の海外活動に関する歴史的調査」（在外財産調査会作成、昭和 22 年 12 月頃）の著作物性が争われた龍溪書舎事件（東京地裁判決：昭和 52 年 3 月 30 日、東京高裁判決：昭和 57 年 4 月 22 日）の高裁判決では、「国又は地方公共団体の発行した文書でも、高度に、学術的意義を有し、必ずしも一般に周知徹底させることを意図していない文書は、学術に関する著作物として著作権の目的となりうべきものである」という解釈が示されている。本報告では公文書について一括して考察したが、同判決の主旨を踏まえるならば、著作物性を有する公文書と有しない公文書を分けて考える必要があると考える。なお、この線引きの基準をどう考えるのかという問題については、本稿脱稿までに私見をまとめることができなかつた。このため今後の課題としたい。

【主要参考文献】

- ・加戸守行著『著作権法逐条講義（六訂新版）』（著作権情報センター、平成 25 年）
- ・本橋光一郎・本橋美智子編著『要約 著作権判例 212』（学陽書房、平成 17 年）
- ・名和小太郎・山本順一編『図書館と著作権法』（日本図書館協会、平成 17 年）
- ・黒沢節夫著『図書館の著作権基礎知識[第 3 版]』（太田書店、平成 23 年）
- ・全国美術館会議編『現場で使える美術著作権ガイド』（ブリュッケ、平成 23 年）
- ・フェアユース研究会編『著作権・フェアユースの最新動向—法改正への提言』（第一法規、平成 22 年）
- ・野口祐子著『デジタル時代の著作権』（筑摩書房、平成 22 年）ちくま新書 867

（石田氏・報告終了）

※本報告は、後日、報告者が内容を文書化したものである。内容的には、報告との間で異同はない。（小池）

許諾書

国立大学法人広島大学文書館長 殿

1. 広島大学文書館 の要請により、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間に 回こたって行われたインタビューにおける、私の発言内容（私が「著作権の権利」（「著作人格権」及び「著作権」）を有する著作物）及びこれを翻案した著作物について、一般向けに複製・頒布するとともに、その概要について広島大学のホームページにおいて一般向けに公開する利用行為を、国立大学法人広島大学文書館に対して許諾します。

但し、全ての利用行為は、全体について行う場合に限り、一部分のみについての利用は許諾しません。

注1) この許諾は、前記の著作物について私が有する「著作人格権」のうち「氏名表示権」「同一性保持権」に影響を及ぼすものではなく、前記の著作物について、私引き続きこれらの権利を有します。

注2) 私の生存中は「著作権」の譲渡を行わず、「著作権」は引き続き私が占有しますので、この許諾は、私自身が私の生存中に前記の著作物を利用すること（自叙伝の出版等）や、私が第三者に対して前記の著作物の利用を許諾することを妨げるものではありません。

注3) 私の生存中は「著作権」の譲渡を行わず、「著作権」は引き続き私が占有しますので、国立大学法人広島大学文書館は、私の生存中は他者に対して前記の著作物の利用を許諾することはできません。

2. 私が死亡したときは、死亡の時点で、前記の著作物に係わる「著作権」（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む財産権のすべて）を国立大学法人広島大学文書館に譲渡します。

注1) 私が公表に同意しない著作物については、私の死亡によって「著作権」が国立大学法人広島大学文書館に譲渡された後にも、同大学文書館は不特定の他者に対して前記の著作物の利用を許諾することは出来ません。

注2) 公表されていない著作物（同意を得ずに公表された著作物を含む）については、著作権法に規定された権利制限規定（例外規定）のうち、「図書館における複製」「引用」「教育機関における複製」「試験問題としての複製」「点字による複製」等は適用されませんので、私が公表に同意しない著作物については、私の死亡によって「著作権」が国立大学法人広島大学文書館に譲渡された後にも、これらの権利制限規定に基づく利用行為を行うことはできません。

尚、上記に規定されていない事項で必要が生じた場合には、協議するものとします。

平成 年 月 日

住所 〒 -

(電話)

署名 _____ 印

学術的資料寄贈申込書

平成 年 月 日

広島大学文書館長 殿

住所 〒

氏名

印

(電話番号

)

下記のとおり、広島大学文書館に寄贈いたします。

記

1.寄贈する学術的資料名

点(別紙)

2.特約事項

(1) 寄贈する学術的資料の利用に際しては、広島大学文書館において、以下の情報について利用制限を行うこと(寄贈者が利用する場合を除く。)

[利用制限内容及びその期間]

※記述しきれない場合は、別紙に記載のこと。

(2) 著作権等の取扱い※いずれかの□にチェックを入れ、必要があれば留保事項又は利用制限事項を記入してください。

□ 譲渡

寄贈する学術的資料に含まれる著作物等の取扱いについては、以下の留保事項を除き、寄贈者に属する全ての著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)、出版権(複製権者の承諾を得た学術的資料に限る。)及び著作隣接権を譲渡する。

また、以下の利用制限事項を除き、著作者名を表示する、又は表示しないこと及び利用に際してやむを得ない範囲での変更、切除その他の改変を行うことについてあらかじめ許諾する。

[著作権等の譲渡を留保する内容及びその期間並びに著作者名の表示を省略すること等の利用制限内容及びその期間(別添「広島大学文書館学術的資料における著作権等について」参照)]

※記述しきれない場合は、別紙に記載のこと。

□ 利用許諾

寄贈する学術的資料に含まれる著作物等の取扱いについては、以下の利用制限事項を除き、寄贈者に属する全ての著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)及び著作隣接権の利用を許諾する。また、以下の利用制限事項を除き、著作者名を表示する、又は表示しないこと及び利用に際してやむを得ない範囲での変更、切除その他の改変を行うことについてあらかじめ許諾する。

[著作権等の利用制限内容及びその期間並びに著作者名の表示を省略すること等の利用制限内容及びその期間(別添「広島大学文書館学術的資料における著作権等について」参照)]

※記述しきれない場合は、別紙に記載のこと。

【質疑応答①】

○司会（小宮山道夫） 何かご質問、あるいは基本的な事項の確認等がございましたら、この場で受けさせていただきたいと思います。

○菅真城 大阪大学アーカイブズの菅と申します。

話の本筋とはあまり関係ないのですが、資料7の国立公文書館のもので、これは著作権も念頭に置いているのではないかということですが、私が知っている範囲の情報をお伝えしておく、それは全然考えられていなくて、なぜ50年かという、これは個人情報保護の関係で、例えば、二十歳の時に公文書に記載されたその人が、50年たつと70歳になっていて一線はリタイアしているというので50年。80年たつと、おそらく亡くなっているだろう。110年たつと、その子孫、お子さんも亡くなっているだろうというのが一定の目安として、ここではこういう設定になっているということだけです。

○石田雅春 そうなんですか。私は、もともと30年だったものが50年に延びたので、てっきり著作権法の関係で50年にしたのかと思っていました。それに30年を足して80年かなと思ったのですが、そういうわけではないんですね。ありがとうございます。

○藤吉圭二 お話をありがとうございました。追手門学院の藤吉と申します。

不利益ということ、例えば、著者が勝手に自分の本をコピーされると不利益を受けるということは一番分かりやすいと思うんですが、遺族あるいは家族の不利益というものを考えたときに、話はややこしくなるなと感じています。

狭い経験の中のことなので一般化はできないと思いますが、例えば、オーストラリアに監獄に関する博物館があり、その博物館はもともと監獄だったところを展示場になっているんですが、独房の中には、実際に逮捕されて収監されていた人の個人情報パネルで展示されていて、それは警察が作成した捜査調書で、顔写真も入っているというのがあるんです。

それで、実際にその人がいつぐらいに生きてかということ、1900年代の前半ぐらいに生きていて、孫の世代だったら十分に生きており、こんなのは大丈夫かしら、日本ではあり得ないというふう感じたことを思い出しながら、今、伺っていました。

この16ページのお話にあった国籍とか人種とかというのも、個人情報が周りの親族、家族にどういう不利益を及ぼすかというのは、かなり国によって、文化によって異なると感じるので、TPPのように、どこの国でもこんなふうにするというのは、なかなかなじみにくいのではないかなと思います。

法律はどこでも適用できますが、文化にすると、それぞれ尊重しなければいけない、違うなというふうにお感じになったことを、ずっとお調べになっていて、何かほかの例などがあれば教えていただければと思います。

○石田 著作権の話でさせていただきますと、アメリカの場合は公文書に著作権がありません。ですから、そもそも日本と前提が違うのと、今回、公的な機関がこのように資料を提供する際に、例えば、公表権の制限のように、著作権が制限されると日本の法律はなっているんですが、アメリカの著作権法はフェア・ユース (fair use) といって、公的な目的にかなっていれば自由に提供していいですよというかたちになっている。

日本の場合は、厳格に、この場合とこの場合しか例外を認めません、というかたちにはしていますが、アメリカの場合は、公共の利益になるんでしたら出していいですよ、もしも問題があったら、裁判を起こしてもらって、判決の積み重ねでできる範囲を確定していきましょうという法律の構成になっています。

ですから、まったく日本と著作権法の考え方が違います。日本の場合は、50年から70年という保護期間の延長だけが注目され、著作権のもとのところをどうするのかという議論になっていないので、「木に竹を接ぐ」の話になっています。

アメリカの方は、そのようにわりと自由な利用とかを認めていて、70年に延ばして、本当に困るところだけ取り締まろうというのが、おそらく法の趣旨だと思いますが、日本の場合はそれをやってしまうと、どこもかしこもふさがれてしまって、自由な利用ができなくなってしまう。それが、今の著作権法の問題点だというふうに考えています。

以前、学会で報告させてもらった時には、アメリカと同じようにフェア・ユースの規定を著作権法に入れるべきだという主張をさせていただいたのですが、やはり日本の法文化から言うと、訴訟を起こして、その訴訟の結果によって運用の範囲を決めていこうというアメリカ的な考え方はなかなかなじまないもので、著作権法を少し改正して、公文書館にとって使いやすいように変えていくべきではないかというふうに、今では考えております。

○藤吉 何度もすみません。今伺って、研究成果は公表されるんですが、成果を公表するまでに集めた研究の資料、例えば、東京の国立国語研究所には方言に関する資料がたくさんあって、一応、著作、研究成果は出ているんですが、使われていない部分もたくさんある。それを公表しようとする、方言というのは、言葉、単語によっては、ある地域でしか使われない符丁という性格を持ち、その地域を特定することにより、特定の人々に不利益を被らせる、特定の人々に不利益になることがあるという、やはり人権問題に関わってくるというのがある。

ですから、そのフェア・ユースと言ったときに、人権とかそういうものについて、どのくらい踏み込むかというのは常に気にかかる場所ですが、何か今、思い付くようなことがあれば教えていただければと思います。

○石田 やはりアメリカはすごいなと思うのは、Google とかが問題を起こしていますよね。問題を起こしながらも、みんなの利益になるからということで、それを認めているのがア

アメリカ社会で、それがアメリカの著作権法だと思います。たぶん、日本で同じことをすれば大騒動になるのではないかという気がするので、やはり文化の違いは大きいのかなというふうに思います。

今話を聞いていて、関連するかどうか分からないのですが、おそらく方言の研究をするためにインタビューとかをしますよね。そのインタビューをした場合に、インタビューをとった本人と、そのインタビューのために証言を残した人のそれぞれが著作権を持っているという解釈をされるんです。

ですから、もしもそれを公表しようと思った場合に、厳密に解釈すると、まずインタビューをとる人と証言された方の両方の許諾を取らないと、おそらく公表できないんですね。そうすると、うちなんかも公表できないもののがかなりあるので、どうしたらいいかなというの、今、悩んでいるところです。

今は、これまでの日本の文書館と同じようにおおらかにやっているんですが、やはり法律はこうだということを知れば知るほど、すごく心が苦しいので。自分が真面目すぎるんですかね。もう少しアバウトに、何か起きたらいいやぐらいの気持ちならいいのかもしれませんが、人間的にそういうのが苦手なので、どうしようかなと思っているところです。

○藤吉 長々とありがとうございました。

○司会 ありがとうございます。他に何かございませんか。

では、石田さんの方で何か報告することはありますか。後半で少し飛ばした感じがありますので。

○石田 では、資料の1番と2番について簡単に説明をしておきたいと思います。

資料1はオーラル・ヒストリーの許諾書で、表裏ありますが、表面だけを載せさせていただきました。

黒のゴシックで書いているんですが、インタビューの記録で、インタビューについて公開しますと一筆もらえばいいではないかと思っている方もおられるのかもしれませんが、ビル・シェリフ (Bill Sherriff) さんの資料の公開などについて、広島大学の知的財産部門の山本 (宏) 先生と相談した時に、どの著作物の、どの著作権をどうするかというのをきちんと限定しないと、もしも訴訟を起こされた場合に契約書としては、意味がないというご指摘を受けました。

これは政策大学院大学のものを改訂したんですが、元の書式もこのようにきちんと限定してあるので、こういう範囲の限定が一つ重要だということでゴシックにさせていただきました。

資料2が資料の寄贈申込書になりまして、同じような観点から、寄贈する学術資料名も、別紙として、一覧を付けて契約の及ぶ範囲をきちんと限定するというのが、この書式をつ

くるときに留意した点になります。

もう一つは、国立公文書館の書式は、(2)番の所、著作権の取り扱いについて、譲渡、つまり完全に譲り渡すという条文しかなかったのですが、本館の場合は、ビル・シェリフの時の交渉の経緯を踏まえまして、利用許諾を同時に設けさせていただきました。

つまり不動産に例えますと、譲渡だと、要は土地の売買で土地を完全に売り渡す行為になります。利用許諾は要は賃貸でして、この土地の使用権を貸しますというのが、この利用許諾の考え方になります。

なぜこういうことをしたのかと言いますと、著作権の曖昧なものがあります。つまり複数の人が書いて、俺が著作者だと言っても、果たして、その人が著作者かどうかを確認できない場合、あるいは第三者が勝手に自分のものだというふうに主張している場合なども考えられます。

そういった場合に譲渡にしてしまうと、もしも遺族とか本人から訴えられた場合に、裁判の被告が譲渡を受けた文書館になってしまうんですね。そこで、そういうリスクを低減するために、利用許諾にして、もしも裁判が起きたら、広島大学文書館は被告にならずに、被告になるのは許諾した本人というかたちにするために、この利用許諾という項目を設けさせていただきました。

こういうのも、やはり法務の専門家でなければ思い付かないことだと思います。

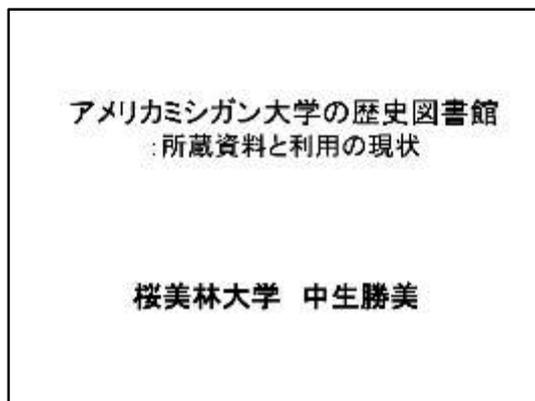
○司会 ありがとうございます。大変興味深い話ですが、時間がまいりましたので、第2報告に移らせていただきたいと思います。

○石田 どうもありがとうございました。

【報告②】

アメリカミシガン大学の歴史図書館：所蔵資料と利用の現状

桜美林大学 中生 勝美 氏



<スライド：表紙>

紹介にあずかりました中生です。私の専門は社会人類学で、先ほど言及されたオーラル・ヒストリーの手法で研究をしているので、石田さんが提起されるような要請が標準になると、私たちはほとんど調査ができなくなってしまいます。

研究テーマとして、人類学の歴史を扱っており、様々なアーカイブも使っているので、小池聖一館長からアメリカの個人文書の利用状況を話すようにと言われて本日の発表を引き受けました。

去年の9月から今年の4月にかけて、ミシガン大学の Center for Japanese Studies (CJ S) の Visiting Scholar で滞在しており、その時に小池館長から、ミシガン大学のアーカイブについての原稿依頼があったので、自分の研究だけでなく、ミシガン大学のアーカイブのシステムなども調べておりましたので、今回の発表はそれを基礎にしております。

そこで、アーカイブ自体を調べたというよりも、私自身がアーカイブの資料を使って調べた経験についてのお話をしたいと思います。

まず、ミシガン大学の大学アーカイブは、ベントリー歴史図書館 (Bentley Historical Library) ですが、ここのコレクションの概要は、冊子にまとめられています。ミシガン大学の図書館のホームページは非常に充実していて、所蔵する写真ライブラリーはデジタル化して著作権上問題ないものは、次々と公開しています。

これは一つの提言ですが、こうした冊子は、各大学のアーカイブで作っているのでも、メールを出したり、自分たちの紹介冊子を送れば、入手できると思いますので、ホームページを開設している大学アーカイブ図書館にコンタクトを取って集めてみてはどうかと思います。

ベントリー歴史図書館は、1935年に創設されました。1939年から1974年まで学長の名前を冠にしたロックハーム・ビルディングの小さな地下室に公文書を集めていましたが、

部屋が全く足りなくなり、ベントリー氏が個人の名前で寄付をして、別の場所に図書館を建造し、大学とコミュニティの歴史資料を積極的に集めています。

コレクションの内容は、大学の行政関係文書、大学関係者の個人資料、ミシガン州政府関係の資料があります。予算編成も、大学と同時に州からも予算が入っていて、州の公文書なども入るシステムになっているので、ミシガン州も財政負担をしていました。

またミシガン州内の教会関係の資料とか、女性史関係の資料があります。これは、ミシガン大学が昔から女性教育に非常に力を入れていて、特に 1920 年代からアジアの女性に奨学金を出して女性教育、アジア研究がミシガン大学の特色となっているので、その関係の資料などもありました。

他には、ローカル新聞とパンフレットもあります。また、ミシガン大学があるアナーバーおよびデトロイトの建築家が持っていた資料などが一括して寄贈されており、ミシガン州の歴史的な建造物の設計図なども集まっています。あと、アフリカ系アメリカ人の歴史のコレクションもあります。

特色あるものとしてフィリピンの資料があります。フィリピンは 1941 年までアメリカの植民地でしたので、その植民地行政官、フィリピンの裁判官、フィリピンで教育していた教師の個人アーカイブが、まとめてミシガンに寄贈されています。そのほかは、南北戦争や北極探検についての資料もあります。またミシガン大学はスポーツが非常に盛んな大学なので、スポーツクラブ関係の資料とか、地方新聞社の資料のもありました。

次に、この文書館のスタッフは 9 人のアーキビストと学生アルバイトで、利用案内などをしてるので、大変便利でした。そして利用者一般の人が多かったのが大変印象的でした。それも一般向けの公開講座で「アーカイブ利用の社会人講座」の効用だと思います。だから、文書館の利用が、研究者や学生だけでなく、一般の歴史愛好家の年配の人たちが結構来ていて、学生の文書館実習と重なると、席が埋まることもありました。しかし、一般の人たちは、なんらかのサークルのような集まりらしく、午前中だけいっぱい、午後から人が少なくなるといったこともありました。社会人や退職した一般の歴史愛好家の人たちが、文書館利用の講座を受講し、ある程度経験を積むと、今度はアーカイブのボランティアになって利用者の手助けをしているようでした。

そこで文書館のアーキビストに聞いたところ、利用者の 70% がメールでの問い合わせで、その内容のほとんどが、彼らの祖先がミシガン州、あるいはアナーバーにいたらしいので、自分たちの祖先の個人情報の問い合わせが大半だと言っていました。

アナーバーの歴史ですが、もともと 30% がドイツ系の移民でした。その社会背景がどこまで関係するかわかりませんが、第 1 次世界大戦の時に、アナーバーが陸軍の訓練場になったそうです。あるいは、その地形がヨーロッパ大陸、特にドイツに似ているからかとも思ったりしましたが、戦争とミシガン大学という関係で考えた場合に、ミシガン大学、もしくはアナーバーという地域が、第 1 次世界大戦から軍と密接な関係がうかがえます。では、施設の概観から紹介します。



<スライド2：写真>

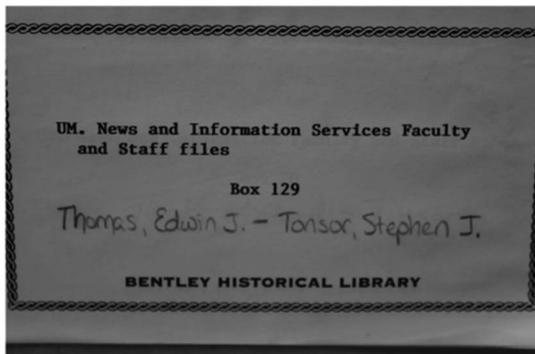
ミシガン大学の北キャンパスで、本部から少し離れた郊外のにあります。これは窓から見たところですが、現代アートの彫刻などが、中庭にあります。



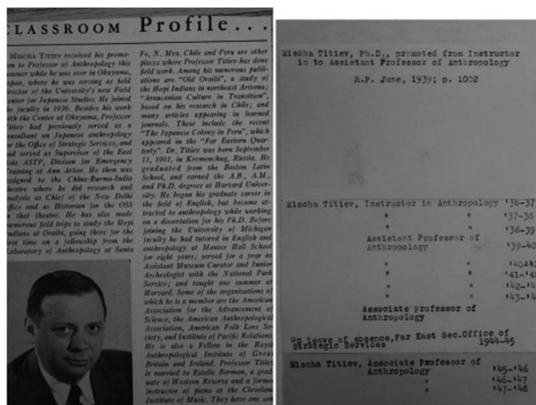
<スライド3>

次に、ミシガン大学の図書館の事情についてお話します。ミシガン大学には、2006年に4か月ほど滞在したことがあり、その時にもこの文書館を利用しましたが、今回の変化で大変驚いたのは、資料のPDF化が相当進んでいることでした。文書は、このように箱にファイリングがされています。このようにファイルにして、手紙や公文書、冊子状態のものには、必ずタイトルが付いてあります。紙状のものは写真を撮ることができますが、冊子状態になっているもののタイトルを図書館の検索サイトで調べると、だいたいPDFになっていて、ダウンロードできるようになっていました。以前だと、コピーを取ってい

たのですが、今回は、ほとんど全てがPDFになっていて非常に便利でした。公文書関係のものは、著作権をクリアできたものから、どんどんPDFにしているように思われました。



<スライド4>ボックス



<スライド5>ミーシャ資料

今回、私がここで調べた内容は、人類学者が第2次世界大戦中にどのように戦争と関わっていたかという観点でいろいろ調べていて、後から出てきますが、ロバート・B・ホール (Robert Bennett Hall) と、これはティティヴ・ミーシャ (Mischa Titiev) という人類学者が全部個人ファイルになっていました。その個人ファイルの中で重要なのは死亡記事です。その人がいろいろ新聞に載った記事は全部切り抜いて、個人ファイルにまとめて入れてありました。

<スライド5>のティティヴの例で説明すると、この人の経歴は、助教授になった年、OSS (Office of Strategic Services) に出向してビルマに行っていた記録などが、1項目ずつカードになっていました。

次に、ミシガン大学と戦争の関係で、地図についてお話ししたいと思います。2006年にミシガン大学に滞在した時に、たまたま図書館のサイトで「満蒙」というキーワードを調べていたら、1940年に作成された参謀本部の5万分の1の「ソ満国境地図」が地図部門に所蔵していることが分かり、さっそく閲覧したのですが、ソ連と満洲の国境付近の地図が4枚ほど出てきました。そこで、ミシガン大学には、もっと日本の参謀本部作成地図があるのではないかと思い、今回地図部門の図書館司書に、話をしているうちに、司書の1人が興味を持ってきて、調べてもらおうと、未整理の資料が倉庫に眠っていることが判明しました。

倉庫には、約300枚の陸地測量部の参謀本部作戦の地図が保存されていました。その中で興味深いと思ったのは、シベリア出兵の時のハバロフスクからイルクーツクの地図がまとまってあるばかりか、1940年前後に作成された改訂版がありました。そのほかは、樺太は日本領の南部だけでなく、ソ連領の北樺太も合わせて樺太全体の地図がありました。さらに、1939年~1942年ぐらいまでに作成されたニューギニアの地図がありました。これは、オランダ語から翻訳しただけのものや、具体的に地理情報や住民、食物になるサゴ椰子の

分布も含めた兵要地誌として作成された地図、さらには泥がついて、戦地で獲得されたと思われるような地図もありました。

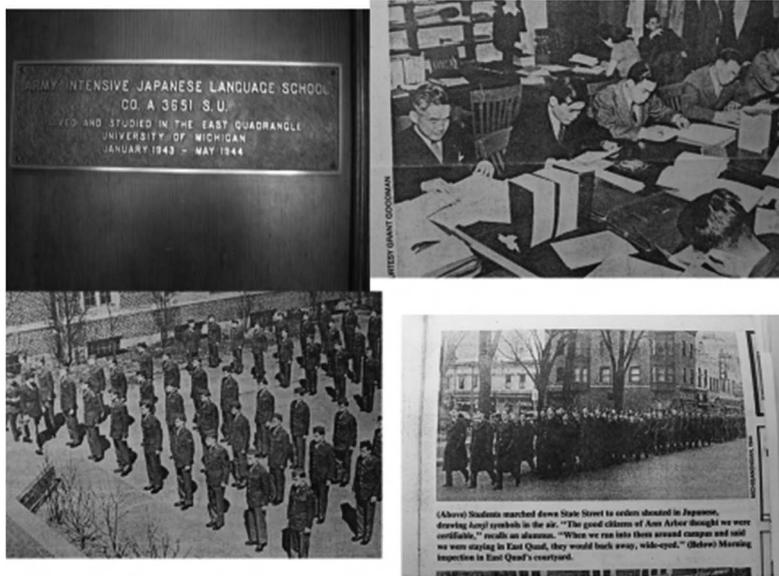
その後、外邦図の専門家の小林茂先生（大阪大学名誉教授）にコンタクトをとって、「ミシガン大学に外邦図が 300 枚ぐらい出てきた」と伝えたら、「もっと多いはずだ。総数は二桁違うはずだ」と返事が来ました。それで、更に調べたら、既にファイリングされて中国の地図の方に分類されている地図もあるので、それらを合わせると、2,000～3,000 枚ぐらいにはなるのではないかということが分かりました。

戦前の日本語の資料もミシガン大学はかなり所蔵しています。そして戦前の日本書を申請すると、書籍には東亜研究所、満鉄東亜経済調査局、陸軍習志野学校、海軍大学校といった蔵書印が押してあり、戦後、アメリカ軍に接收された資料がワシントン DC の議会図書館に入り、重複本は戦争に協力した大学に配分されたと言う経緯があります。そこでミシガン大学は非常に戦争との関係が深い歴史があります。そこで、文書館で戦時中のミシガン大学の活動を調べました。

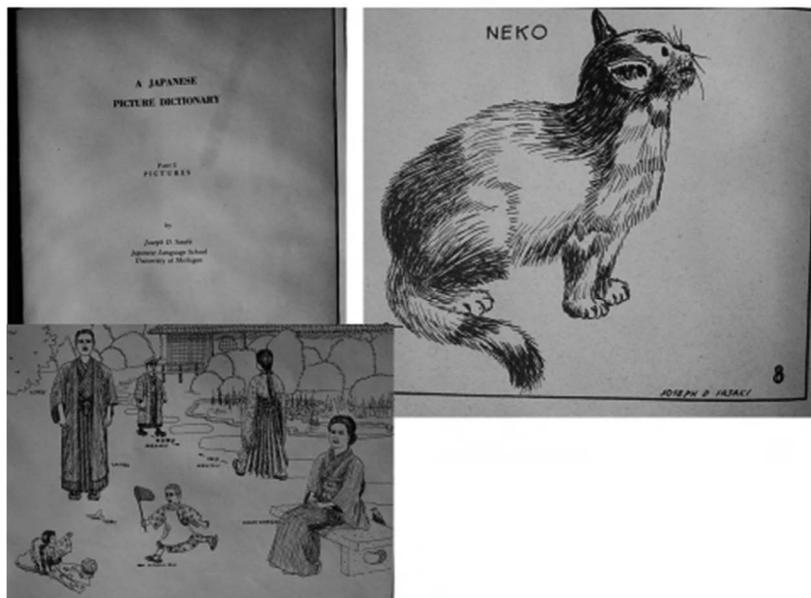
戦時中のミシガン大学のファイルを見ましたら、「Cat Program」というのが出てきました。これは、ヨーロッパ戦線の民政官を養成する講座がミシガン大学で担当していて、西洋史などヨーロッパを担当する人文科学系の人たちが講師となって、民政官を養成していて、そのテキストがありました。私が見たのは、イタリアやギリシャに関する地理や、その国の行政組織について、わかりやすく解説されたテキストでした。

理学部や工学部は、軍関係の人たちを研修生として随分受け入れていて、そのために教員やアシスタントを増員していました。あと、ミシガン大学では軍医の養成講座があり、特に歯医者を中心に研修をやっていたようで、医学部の講座に軍からの派遣学生を多く受け入れていた資料がありました。

欧州戦に続き、真珠湾攻撃から日本との戦争がはじまり、ミシガン大学には **American Army Intensive Japanese Language Center** が 1942 年からつくられました。〈スライド 6〉の左下はミシガン大学新聞に掲載され、現在ミシガン大学の日本研究センターの HP にも掲載されている写真です (<http://www.ii.umich.edu/cjs/aboutus/historyofcjs/armysintensivejapaneselanguageschool>)。ここに出ている生徒は白人ですが、教師は日系人の強制キャンプの中から、学歴のある人たちを採用して日本語を教えていました。



<スライド6> American Army Intensive Japanese Language Center



<スライド7> イラスト日英辞典

このコースは、日本語の知識がまったくないアメリカ人に日本語を教えるのですから、教材は手づくりの資料で、<スライド7>に見せるように、イラスト入りの日本語・英語辞書などを工夫しています。その辞書の「NEKO」の下に、ジョセフ・ササキ（Joseph D.Sasaki）の署名がありますが、イラストはほとんど1人で描いたものです。

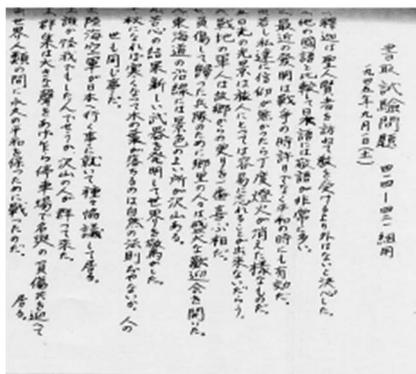
Joseph D. Sasaki



<スライド8>ジョセフ・ササキ

このジョセフ・ササキを調べてみると、彼の個人アーカイブがありました。それには、彼が日系人収容キャンプから出した手紙があり、それには、ぜひ私を日本語の先生として雇ってほしいと書いていました。また彼自身がミシガン大学で教えている写真もありました（<スライド8>右側の日本人教師）。彼が持っているのは、彼が作った大きな英語・日本語のイラスト辞書です。また<スライド8>左側の地図は、1945年7月に作られたテキストに使われていて、東京から地方へ行く鉄道に乗って移動するために必要な日本語の会話、きちんと日本語のテキストでやっていて、まだ敗戦前に日本占領を念頭に入れた日本語教育が行われていました。

Examination

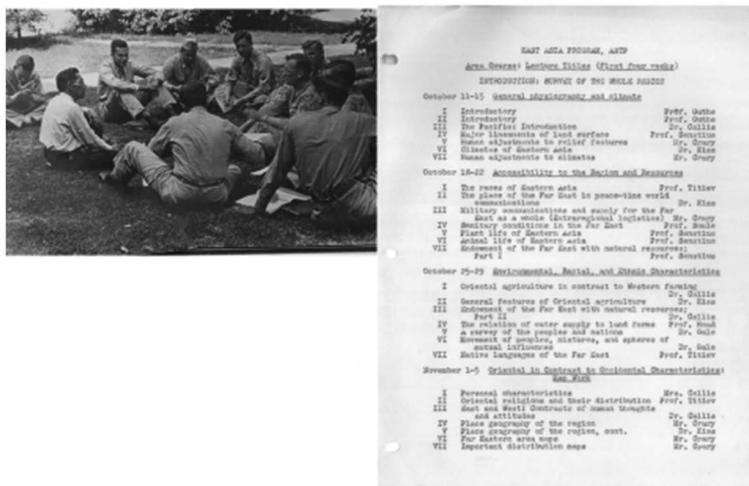


<スライド9>日本語学校の試験

<スライド9>が試験問題です。右側の試験問題は、日本語初学者向けであることは理解できますが、左側の試験問題は、例えば第1問にあるように「釈迦（しゃか）は聖人君子を訪ねて教えを受けるよりほかはないと決心した」などと、こんな難しい日本語を半年日本語を勉強した人が分かる訳がありません。そこで調べてみると、日本語は話せるけど、読み書きのできない日系人に、読み書きだけをトレーニングするコースがあり、実際には白人よりも日系人の方が人数が多かったことが分かりました。

日本語の授業ですが、半年間1日8時間くらい日本語ばかりの授業を受け、夜は日本語の映画をずっと見せられて、1日中日本語漬けのトレーニングをしていました。これらのテキストや授業実施のための行政文書、日系人教師の雇用契約などの資料がありました。

East Asia Program(1943-45)



<スライド10>East Asia Program(1943-45)

今回、ミシガン大学に滞在中、新しい資料を発見したのは、陸軍の「The Army Specialized Training Program (ASTP)」「East Asia Program」です。実は、これも個人が大学に寄贈した資料で、日本関係なので日本研究センターに保管してあったものを、ボランティアで整理をしていた時に、偶然見つけたものでした。

寄贈した人は、戦後、京都でアメリカンスクールの教師をしていて、その後、江田島など広島の方にも教えに来ているアメリカ人でした。その段ボールを開けてみると、その人物は、1943年から1945年にかけて、ミシガン大学で民政官のトレーニングをする講座を受講しており、そこでテキストとして配られた資料と、彼自身が書いたノートが遺品の中から出てきました。このテキストは、中国と日本だけではなくて、東南アジアとロシアに及ぶ地域で、各地域の歴史・経済・政治・軍事についての総合的な内容でした。それで、5回に1回くらいは択一問題の試験を課して、東アジアの民政官を養成していたわけです。

前ののべたように、理学部、医学部なども軍の委託学生への教育プログラムがあったように、戦争中に軍人の教育プログラムがたくさんあって、多くの教員や助手を雇ったの

ですが、戦後は委託学生がいなくなったので、一般学生を募集して、大きな大学になっていったようです。

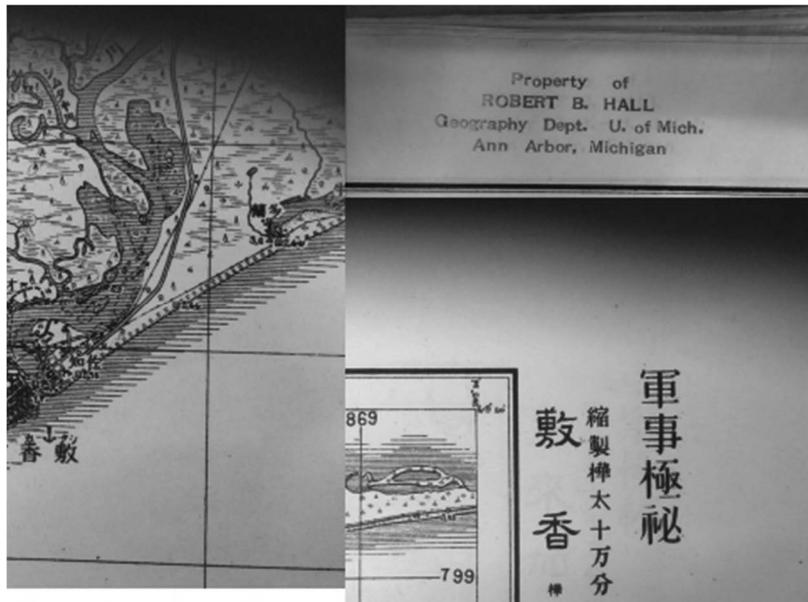
Robert B. Hall (1886-1975)



<スライド 11>

ミシガン大学の日本研究で、戦中戦後と重要な役割を果たした学者に、ロバート・ホールがいます。前に紹介しました陸軍参謀本部の地図を、なぜにミシガンが所蔵しているのか明確な理由はわかりません。一つの可能性として、地理学者のロバート・ホールという研究者の存在が関係しているのではないかと考えられます。彼は戦前に日本へ5回ほどやってきていて、柳田国男とも親交があり、佐渡島や奈良盆地の人文地理学的、経済地理学的な研究や、東海道五十三次を実際に歩いて論文を書いています。彼が、ミシガン大学の戦争と日本研究を結ぶキーパーソンではないかという見立てで、文書館で彼の経歴を調べてみました。

そのように思ったのは、「アメリカにおける戦前の日本研究：ミシガン大学の陸軍日本語学校と日本地域研究」(『社会情報研究』11号、2014年)を書くときに、彼の経歴を調べていると、1937年～1945年間の彼の活動がまったくわからないことに気が付きました。そして、戦後すぐに彼は全米のエリア・スタディーズ (Area Studies) の学会会長に任命されて、非常に政治的な動きをしてミシガン大学に、戦後全米で最初の日本研究センターを創設します。戦前に、アメリカでは珍しい日本を実地に調べた人文科学系の研究者で、戦後は非常に政治的な力を持ったので、戦中のブラックボックスになっている経歴を調べました。



<スライド 11> 樺太地図

<スライド 11>は、前に未整理の陸軍参謀本部の地図があると話しましたが、その未整理地図の場所に、ロバート・ホールの蔵書印がある樺太の地図です。これには「軍事極秘」が印刷されています。図。樺太の敦香町（しすかちょう）は、現在ポロナイスクと言われていますが、彼が戦前に日本へ来たとき、地理学者ということで地図を集めていたようです。そういった地図も軍に提供していたと思われます。



<スライド 12> ディキシー・プログラム

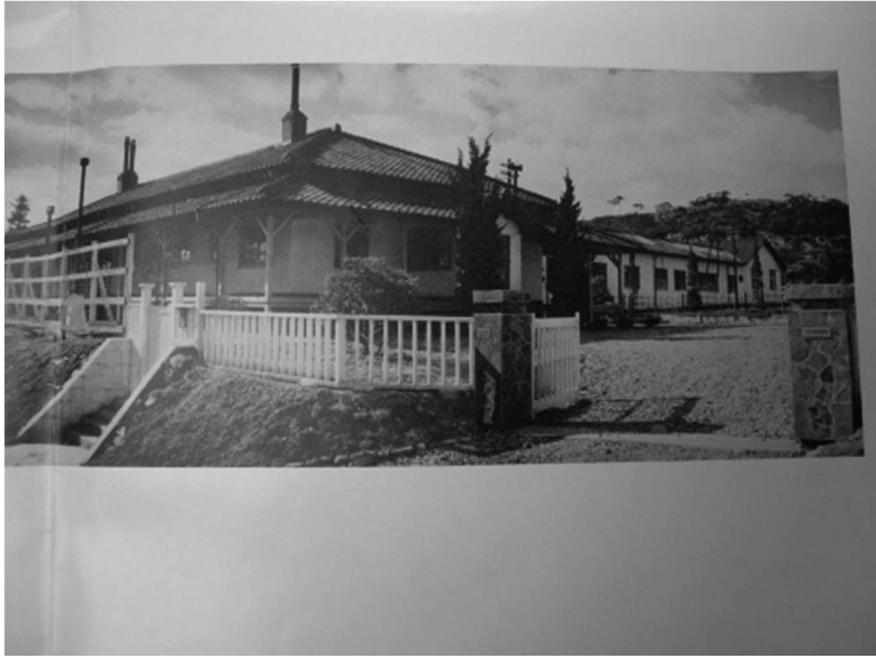
ミシガン大学の大学新聞が、彼の死亡記事を書くための基礎資料を作成していて、それが文書館に保管されていました。それによると、彼は 1938 年から、C I A (Central Intelligence Agency)の前身となったO S S (Office of Strategic Services)の太平洋地区支局の責任者になりました。その時、彼の部下にアリヨシという人がいましたが、彼はアメリカ共産党員だった経歴があり、ホールは日本軍への宣伝の専門家としてアリヨシのような人材も使いながらO S Sで情報工作をしていました。その後、彼はアメリカ軍が 1944 年 8 月に延安を視察したディキシシー・プログラムにも参加して、ホールとつながりがありました。

ホールは、その後イギリスとアメリカの連絡将校 (Liaison Officer) となり、北アフリカ・中東・インドを経由して、ビルマルートを通って昆明に行き、昆明のO S Sの極東部門の総責任者に任命されました。そして、アリヨシが参加したディキシシー・プログラムの後方要員として、延安からの連絡をワシントン DC にある戦争省と中継していました。その時延安にいた野坂参三などとホールはコンタクトがあり、野坂参三からの要求などもホールは暗号にして、戦争省とやり取りなどをしていました。



<スライド 13 : 岡山のミシガン大学日本研究所表札>

戦後になって、ホールは 1947 年にミシガン大学で日本研究センターを創設するのですが、これはほかの地域センターの設立が 1960 年代になることと比較すると、かなり早い時期の創設と言えます。1949 年にホールは来日してマッカーサーと会談した時に、マッカーサーから「あなたたちは日本の研究者だから、平和目的で、東京から離れた所に研究所をつくり、日本が講和条約締結後、日本の専門家を養成するシステムを大学で作った方がいい」とアドバイスされて、岡山にリサーチのための分室ができました。



<スライド 14>岡山のミシガン大学日本研究所外観



<スライド 15>研究所図書館

岡山県の方では、大変歓迎され、地元では政界・財界・大学の人員を総動員してミシガン大学の調査を支援しました。当時、岡山で瀬戸内海総合研究会というのができますが、それはまさにミシガン大学が岡山に来たときの支援組織でした。



<スライド 16>フィールドノート

岡山分室では、岡山市郊外の新池という集落で、人類学のフィールドワークを行います。当時の調査資料は、ミシガン大学のベントリー歴史図書館に保存されていて、特にこの調査の中心的役割をしたリチャード・ビアズリ (Richard K. Beardsley) のファイルに、<スライド 16>のようなフィールドノートや写真だけでなく、女子高生の日記とか作文も集められていました。



<スライド 17>センター内の様子、アドレス帳

そこでの調査成果は、Beadsley,R , Hall, J and Ward,R, *Village Japan*, (1959, The University of Chicago Press) という本を出版しました。これは 1950 年代の初めごろの写真ですが、彼らのアドレスブックとか、調査ノートも全部集めて寄贈しています。その日記には、「わが町の近くでせっかくアメリカ人が調査されているから、私の日記が参考になれば差し上げます」といった手紙が付いていました。



<スライド 18> *Village Japan* に添付してある新池の写真

**Nineteen-year-old Crown Prince Akihito in Ann Arbor
(1953)**



<スライド 19>



<スライド 20>

そして、皇太子が 1953 年にアメリカに来た時に、ロバート・ホールはミシガン大学に皇太子を招きました。<スライド 19>は当時、ミシガン大学はアメリカンフットボールが強かったのもので、その監督と歓談する皇太子とか、<スライド 20>はホールの後方にいる当時の学長とか、大学の首脳陣ですが、このようにホールは皇太子を利用しながら、ミシガン大学はアメリカにおける日本研究のナンバーワンだということを非常にうまくアピールしており、こういった資料が、ベントリー歴史図書館にありました。

時間になりましたが、最後に、ここがどのように資料を集めるのかについてお話をし終わりたいと思います。Center for Japan Studies や図書館で、古い文書の管理を聞いてみると、大体はベントリー歴史図書館に管理をお願いするという返答が返ってきて、大学の各部門で、使わなくなった資料は基本的に集まるシステムが、完全に出来上がっています。それと同時に、ライブラリアン自身も、著名な教員の遺族を訪ねて資料の寄贈を求める努力をしており、ベントリー歴史図書館ならば資料を有効利用してくれるという評価が浸透しているので、大学の退職教員や地元の名士、行政関係の人たちの文書が集まるシステムが確立しております。

このようにして集まった資料を整理して公開しているので、研究者だけでなく、一般の歴史愛好家の人たちもベントリー歴史図書館を利用しており、文書館を利用し支える裾野が非常に広がっているところが印象的でした。また、広報が非常に行き届いていて、ネットや講演会だけではなく、Face book みたいなものも使って広報をやっているのがアメリカ的だと思いました。

(中生氏・報告終了)

<参考資料>

The Bentley Historical Library <http://bentley.umich.edu/>

The Bentley Historical Library : Its History and Purpose, Issued on the occasion of the dedication of the addition to the building, October 2004

Beadsley,R , Hall, J and Ward,R

1959, *Village Japan*, The University of Chicago Press

ヘッドフォード 雪子

1985 「アメリカのエアリア・スタディにおける日本近代研究の軌跡」 石田寛編『外国人による日本地域研究の軌跡』東京：古今書院、pp277-317

パッシン

1981 『米陸軍日本語学校：日本との出会い』東京：TBS ブリタニカ

中生勝美

2014 「アメリカにおける戦前の日本研究：ミシガン大学の陸軍日本語学校と日本地域研究」『社会情報研究』11号、21-33

谷口陽子

2014 「ミシガン大学日本研究所の戦後日本調査(1)：初代所長ロバート・B・ホールの活動と岡山フィールドステーションの開設経緯を中心に―」『社会情報研究』11号、35-56

【質疑応答②】

○司会 ありがとうございます。

それでは、ご質問等がございましたら受け付けたいと思います。どなたでも結構です。何かございませんか。

○小池聖一 文書館長の小池です。PDFでの公開というお話がありましたが、それはどのような方式なのでしょう。閲覧室に据え付けられたコンピューターだけでの公開なのでしょう。

○中生勝美 (PDF 資料を提示しながら) これは、実際図書館のサイトからPDFをダウンロードしたのですが、こういう形式で図書館サイトにリンクが張っており、大学で持っている資料に関して、一般の図書でも学内限定の公開もありますが、一応デジタル化されたもので著作権が全部クリアされたものはネット上で公開をしています。

パンフレットの状態のものなども、これは 251 ページありますが、完全にPDFで公開しています。私は、その時にミシガン大学のIDを持っていたので、「これは大学のIDがないとアクセスできないのか」と訊ねたら、「IDの有無に関係なくオープンで、世界中どこからでもアクセスできる」と言われました。ただし、具体的に資料の名前が分からないと検索できないので、やはり一回図書館に行って実物の冊子を見なければなりません。理屈としては、ある程度推測して資料のカテゴリーで検索することも不可能ではありませんが、一番いいのは、図書館で実物を見ながら、コピーの代わりにPDFをダウンロードするよう使うのが一番簡単でした。

○小池 目録みたいなものが完備されているわけではないということですか。

○中生 冊子状の目録はなく、すべてネットでしか検索できません。

○小池 それは目録化されているわけではないのですね。

○中生 目録化まではされていません。

○小池 現物のコピーの方が先という感じですか。

○中生 そうです。ネット上にあるといっても、検索だけでその資料を探し出すのは、大海の針を拾うみたいなものです。だから、基本的には図書館へ行き、現物を見て、それがPDF化されているかを確認とるのが、一番確実です。つまりコピーの代わりにPDFを見

るような感じです。

○小池 では、やはり実際に行かないとどうしようもないということなのですね。

○中生 そうですね。あと、そういうものに関しては、たぶん図書館司書が問い合わせに応じているのではないかと思います。図書館に問い合わせをするとき、ある程度キーワードを絞ってメールを出せば、図書館司書が、そういった問い合わせにも応じられるとは言っていました。

○小池 中に入れると。

○中生 入れる場合もあるし。

○司会 ありがとうございます。おそらく、あとお一方ぐらい、ご質問を受け付けることができますが、何かございますか。

○村上須賀子（NPO 法人日本医療ソーシャルワーク研究会理事長） 大学を退職したものですから所属はないのですが。実は広島市の事業の被爆 70 年史に関わることになって、公文書館には原爆に関する資料がたくさんあるので、それを使わせていただきたいと思っています。先ほどの石田先生のお話と今の中生先生のお話では、情報を検索する際に随分違うという感じを受けたんですが。

それは、先ほどのロバート・ホールさんの個人情報も随分出てきていますよね。そのような調べ方をさせていただこうと公文書館にお願いしたいと思っていたんですが、石田先生はこういう違いに関して、どういうお考えでしょうか。おおらかにしていただけるんですかね。

○石田雅春 村上先生のお話ですと、今のところ、おおらかにしております。

○村上 ああ、そうですか。

○石田 今のところ、普通の図書館とか文書館と同じように、厳格にはやっていませんが、そろそろやらないと危ない時代になっているのではないかというのは個人的な認識です。

○村上 安心して帰っていいわけですか。

○石田 本館の場合は、全部PDFで目録を上げているので、ネット検索の件名で結構かかるケースが多いんです。ですから、全然知らない一般の方が、自分のおばあちゃんの名前を打ち込んだら目録にヒットしたので、これは何ですかという感じの問い合わせがあります。

○中生 ただ、ミシガン大学の場合は、ほとんどが一般の人からの問い合わせみたいです。すごく大変だと言っていました。

○石田 これは9名のアーキビストと書かれているんですが、このミシガン大学の日本研究センターだけで9名がいるかたちですか。

○中生 いえ、このベントリー歴史図書館にいるアーキビストが9人というだけで、日本研究センターとは全く異なります。(ベントリー歴史図書館)には日本研究センターのデータがあるだけです。

○石田 図書館に9名ほどアーキビストがいるんですね。

○中生 「あなたたちは、何人アーキビストがいるのですか」と聞いたら、「ネットを見て」と言われて、ネットで見ると9人の名前が挙がっていました。しかし、それがフルタイムなのかパートタイムなのかよく分かりません。私が訊ねた人も、「私はポーランド人だから英語は不得意だ」とか言ってました。

○石田 ありがとうございます。すごく人数が多いように思ったので、どうなのかなと思いました。

○中生 それについて訊いたものの、その方もよく分かっていなかったの。

○季武嘉也 創価大学の季武と申します。確認だけですが、これはアーキビストですか、ライブラリアンですか。

○中生 一応アーキビストというふうにネットには書いてあります。

○季武 ライブラリーの中にアーキビストが混ざったような感じですね。

○中生 そうですね。一応、ベントリー歴史図書館のスタッフというかたちで9人。しかし、(HPの)下の方にも、また別の名前で挙がってはいるので、人数がずいぶん多いので、

もしかしたら、ボランティアでも長く仕事をしたり、一定の資格を得たりすると、そういうところに名前が入ってしまうのではないかと思っています。確かに、常時見かけるのは3～4人しかいなかったんですが、表に出ているのが3～4人としたら、裏でやっている人も当然いるわけです。

司書の方は、利用者からいろいろ話を聞いて、資料探しを手伝ってくれ、検索の仕方も親切に教えてくれました。資料検索は、データの保存方法がきわめて複雑で、資料がどのように埋めこまれているのか、このシステムに習熟していないとなかなかアクセスできないようです。

○司会 ありがとうございました。

【報告③】

地方国立大学史の編纂と旧制官立高等学校関係資料―旧制佐賀高校を中心に―

佐賀大学 永島 広紀氏

壇上より失礼いたします。今、小宮山先生からご紹介をいただきました佐賀大学の永島と申します。

今日の趣旨である個人文書の話、公文書の管理の話ということで、公開の話ということでは落第点といいますか、本当に問題だらけの内容になると思います。あえて愚痴ともぼやきともつかないような内容になっていくような気がします。わが佐賀大学の歴史、本当に簡単な記念誌のようなかたちではあるんですが、かなり久しぶりに大学史的なものを編纂する仕事に携わったことが多少ありました。

個人の研究としては、前々から韓国、朝鮮半島あるいは日韓関係を専門にやっている者です。そういうことから教育制度にも関心があったということで、いわゆる旧制高校、その中でも、どちらかというと言立高校、さらに言えばナンバースクールではなくて、地方につくられた地方スクールとかネームスクールと言われたものを中心にして、事例研究的なものをお話しさせていただければと思います。

早速、レジュメに従いまして、お話しさせていただきたいと思います。



<スライド1 佐賀県青春寮歌祭>

レジュメにもありますが、今「第23回佐賀県青春寮歌祭」の写真を出させていただいています。2015年、今年の11月14日に佐賀市内でこのようなものが行われておりました。もう23回ということなので、それなりに回数を重ねております。

よく言われますように、旧制高校の同窓会は高齢化が進んでおり、立て続けに、もうほとんど会を閉じてしまっているところが多く、そこが持っている資料をどうするかというのは、かなり重要な問題だと思います。

その一方で、何となく生き残っているというか、場合によっては復活していると言ってもいいかと思いますが、寮歌あるいは寮歌祭的なものが一部で盛り上がりを見せている現状があるかと思っています。

これは近年では、旧制高校あるいは帝大（帝国大学）予科のみならず、旧制の学校、専門学校、大学予科、私大予科などを沿革として持っている新制大学が参加しています。配布資料にありますように、拓大（拓殖大学）であるとか、同志社、早稲田が参加しておりますし、やはりここで一番面白かったのは、東農大（東京農業大学）の「大根踊り」であつたりしたわけです（笑）。

ともかく、こういった寮歌祭に学校の方々が参加することによって、おそらく同窓会の支援もあるようでして、出張費などが出ているのだと思いますし、やはり受験生確保といひますか、特に地方の学生が都会に吸収されてしまうと、わが地方大学はさらにやせ細つてしまうことになるわけですが、そういう別の意図も見え隠れしつつ進んでいるようです。

特に、写真にちらっと、九州工業大学の文字の横に明治専門学校というのが見えますが、「明専会」という名前の同窓会として旧制時代の名称が残っておりまして、これが旧制の明治専門学校、あるいは明治工業専門学校であるわけですし、現在の九州工業大学という国立の小さな工業系の大学です。あるいは、長崎大学の経済学部は旧制の長崎高等商業学校ですが、その同窓会である「瓊林会（けいりんかい）」は、かなり大挙して佐賀まで来られて、見事な演舞を見せていらつしやつた。

逆に、旧制高校のOBの方も多少はいらつしやつているんですが、やはり最年少でも80代の終わりということもありまして、さすがにかつてのように蛮カラの服装というか、弊衣破帽で「eins,zwei,drei（アインス、ツヴァイ、ドライ）」と踊り狂うという方は、少しはいらつしやつたんですが、もう、杖をつきながらというような方も多くございました。しかし、学校によっては人員の若返りが進んでいるということがありました。



<スライド2 佐賀西高ファイアーストーム>

佐賀には、なぜかこういうものが妙に残っているところがあります。例えば、レジュメにも書いてありますように、佐賀県で進学校と言われる佐賀西高校（佐賀県立佐賀西高等学校）があります。これは旧制の佐賀中学校でして、新制の佐賀高校の時期を経て、俳優

の村井国夫さんがその出身ですが、今は北高、東高、西高と分かれています。北高は数年前に夏の高校野球選手権の甲子園大会で優勝したことで有名です。

その高校の前夜祭として、西高・北高にはファイアーストームが残っています。東高はもうそうした行事が減ってしまったそうです。それはまさに旧制高校的なもので、円陣を組んで行われます。入学生は1年生の夏ぐらいに上級生からしごかれるそうです。意味も分からないのに彼らにとって意味不明な歌をずっと歌わされます。そして、そこで歌われている曲目は、まさに北大予科の『都ぞ弥生』であるとか、有名なところでは『嗚呼玉杯』『琵琶湖周航の歌』『北辰斜めにさすところ』というような、いわゆる旧制高校の寮歌の名曲と言われたようなもの、あるいは小林旭が歌って有名になった『北帰行』といったものまで歌っています。

昔は夜通しやっていたようですが、今は消防法とかの問題で夜10時ぐらいで終わってしまうようで、そのフィナーレは『北帰行』をずっと歌いながら締めくくるということで、すでに形骸化していると言えるかもしれませんが、旧制高校的なカルチャーが残っているのは面白いところです。

これは要するに、旧制の佐高（佐賀高等学校）生たちが、かつて60年ぐらい前、旧制から新制に切り替わる時に新制の佐高生たちに教え込んだと、OBの方のお話が聞けたりしたのですが、一方でそれは、いわゆる旧制佐高生たちは誇り高かったようでして、佐賀大学なんかにはなりたくないということで、新制大学側には伝授しなかったといった皮肉な見方もできるわけです。

ともかく、レジュメに沿って1番をご覧ください。いわゆる大宅荘一が言うところの典型的な地方駅弁大学の一つではありますが、佐賀高校はそれなりに面白い歴史を持っているのであります。



<スライド3 寺内正毅の肖像（岡田三郎助・画）>

順番としては、予算化された段階では、第15高校というかたちで松本高校あたりと同時

期につくられた、いわゆる「ネームスクール」であるわけです。寺内正毅が首相の時につくられた「臨時教育会議」、今の中教審（中央教育審議会）にもつながっていますが、そのころに増設された学校で、1920年（大正9年）に設立されております。

佐賀は江藤新平を出したということもあって、やはり法律といいますが、かつては法務省、法曹界、あるいは会計検査院などに随分人員を送り込んだ県として公務員の世界ではよく知られているようですが、例えば、秦郁彦さんの有名な『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』を頼りに数え上げてみると、これはおそらく私の数え間違いがあると思いますが、おおよその傾向はつかめるわけです。

レジュメの数字からナンバースクールは除外していますし、意外と合格者が多かった京城帝国大学予科は除いていますが、いわゆるナンバースクール以外の地名スクール、あるいは都立、府立、公立の高校まで含めた高等文官試験の行政科だけの合格者のランキングをそこに出させていただいており、割合に佐高は上位にランキングされていると言えます。

数えてみますと、外交科3名、行政科59名、司法科は数がかめないところがあるんですが、これもやはり30~40名が受かっていそうです。特に外交科の合格者の中には、武内龍次という、吉田茂の片腕として外務次官、駐米大使をした人がいまして、その人がつくった寮歌が今でも使われていたりします。

特に佐賀高校の面白いところ、逆に私はここから入ったということにもなるんですが、地方にあるものとしては、旧外地の出身者、とりわけ朝鮮半島からの入学者が際立って多い学校の一つです。これはいろいろなところを回って、一つ一つ数える作業をずっとやっ

てきているんですが、一番多かったのは、朝鮮半島と近いというか、関釜連絡船でつながれている山口高、そして京都の三高、その次が佐賀なんですね。そして、面白いことに、なぜか山形に飛ぶんですが、だいたいは西日本の学校に多いです。

台湾の人の場合もだいたい同じような傾向があるんですが、朝鮮との大きな違いは、台湾の人は薬学部とか、割合、資格系の学校を目指したということはよく言われますし、さらに中等学校段階で日本に来る、特に九州でも熊本辺りに子どものころから来るという人が結構いたみたいです。



<スライド4 佐高（本館）>

それに比べると朝鮮半島からの進学者は、初期の段階では東京にあった私立中学を出ている場合もありますが、1920年代ぐらいからは朝鮮の中等教育が組織的には充実したこともあり、進学実績がかなり上がってきます。その中でも面白い現象としては、ソウルの人間がやってくるのはともかくとして、現代でいうところの北朝鮮地域から随分やってきました。

これは李朝時代から平壤（ピョンヤン）周辺の連中はすごく優秀で、科挙には合格するんですね。しかし、王朝の中では差別があって官職に取り立てられないこともあり、平壤の連中はだいたいソウルが大嫌いです。ですから、決して日本がいいというわけではないのですが、憎たらしいソウルに行くぐらいなら日本に行ってやろうというような動きが、どうもあったと私は想像しています。それを裏付けてくれそうな数字がいろいろ出ておりまして、佐賀の場合も、あるいはそういうことであろうかと思っています。



<スライド5 佐大上空（S40年代）>



<スライド6 佐賀医大の設置事務室も置かれた旧制佐高本館建物>



<スライド7 佐大上空写真（昭和50年代）>

特に旧制佐高、これは大学になってからですが、昭和40年代ぐらいまでは、写真のように木造校舎が残っており、高度経済成長期のころに鉄筋になり、スライド7は昭和50年かのようなようですが、木造校舎がぎりぎり残っていた時代で、現在の建物につながるような鉄筋コンクリートの校舎がもう出来上がっていて、間もなく壊されると古い職員さんから伺っています。



<スライド9 金史良肖像>

そもそも私が関心を持ったのは、レジュメにあります金史良（キム・サリャン）という平壤出身の作家がおりまして、彼は佐高から東京帝大の独文（ドイツ文学）を出た、在日朝鮮人文学者の走りみたいな珍しい人です。

その人には金時明（キム・シミョン）というお兄さんがいまして、佐高を出て京都帝大の法学部に進み、司法科と行政科の両方の高文試験に受かった後、行政官として朝鮮総督府に就職して、最後は地方外局の局長といえますか、戦前期の日本で言うところの県の部長級ぐらいまでいった人物です。

私はそのお兄さんの調査から始めたところ、このような朝鮮人の兄弟に関する面白いことが分かってきましたので、周りの県の旧制高校はどうかということで、福岡高校、熊本の五高（第五高等学校）などを回るところから始めまして、今のところ、旅順高校以外は全部回りましたので、おおよその数が判明してきました。ただ、戦時期のことがよく分からないところもありますので、まだペンディングの部分もございます。



<スライド10 山口判事>

レジュメでは次のページになりますが、例えば、旧制佐高から法曹界に進んだ者の中で、別の意味で一番有名な人は、たぶん山口良忠判事という人です。この方はどういう方かという、別のかたちでご存じかと思いますが、いわゆる戦後に闇物資を拒否して餓死された方です。やはり佐高から京都帝大の法学部に行く人が多かったのですが、まさしくその一人だったわけです。

ですから、逆に佐賀人の気質といいますか、生真面目というか、やりにくいところもあるわけですが、ともかく一方でそういった思想問題的な者、アカにかぶれた学生は、そういう時代でもあまり出なかったようです。もちろん他にも理由もあったとは思いますが。



<スライド8 生駒萬治（佐高初代校長）>

例えば、名物校長というか、初代の校長、高校ができて15年間ぐらいかなり長く校長を務めた東京高等師範学校出身の生駒萬治がいます。この人がいろいろとさばけた人で面白

い人物でした。例えば、入試で数学をなくすといったことで受験生を集めたり、どうやらいろいろアイデアマンだったようです。これは決定的な資料はまだ見い出していないのですが、山形高校でも朝鮮人が大量に入学するという同じ現象がありました。

山形高校の場合は証言が残っていて、校長がそういうことを好んでやっていたというか、外地の出身者をよく入れていました。特に山形の場合は朝鮮の王公族の親戚が入学した例もあったみたいで、かなり朝鮮総督府あたりから斡旋があったようですが、それに対して学校側も受け入れた形であったようです。それは1920年代の話です。

いわゆる特別学生のようなかたちでずっと入学させていたのでありますが、そのうち日本人学生とガチンコ勝負をさせられるようになっていき、30年代の頭ぐらいに、いったん朝鮮人の旧制高校への入学者数は落ちて、その分、京城帝国大学の予科など外地の学校に行く人が増えます。しかし、30年代の終わりの戦時期になると、またぐっと上がってきまして、まさしく1938年、1939年ぐらいに高校に入学した組が学徒動員世代になっていったわけです。

戦時期には、佐賀の場合は今でもそうですが、日本人生徒は隣県である長崎から来る人も多いわけです。特に昭和19年、20年の入試あたりだと、軍医になりたくなくてということで、意外と医科大学に学生が集まらなかった時期があるわけですが、その分、文科の連中が「理転」をして、長崎医科大学（現在の長崎大学医学部）に進学する例が多く、逆に原爆による犠牲者が相当に出してしまったといったこともございます。



<スライド 11 金昌秀>

あるいは、この人物は光山上等兵と出ていますが、本名は金昌秀（キム・チャンス）という人で、やはり北朝鮮の咸鏡北道（かんきょうほくどう）という一番北の方の出身者です。彼は佐高を出た後に京大の法科に進みまして、その後、いわゆる学徒動員というか、朝鮮人の場合は一徴兵による学徒動員も最終的には実施されますが一1年前倒しで特別志願兵として、日本人と一緒にというか、時期的に重ねられて事実上の学徒出陣があったの

で、そこで出征して、間もなく北支戦線で戦死しています。

もちろん、これは京大や東大の大学史の中で学徒出陣に関するものの中には、名前は伏せてあるんですが、きちんと記録が残っていたり、あるいは漏れていたりとありますが、ともかく旧制高校の出身者の朝鮮人の戦没者になりますと、今でもそうですが、岡山の六高（旧制第六高等学校）や松江（旧制松江高等学校）とか、福岡高校（旧制福岡高等学校）の例が見いだせたりしております。

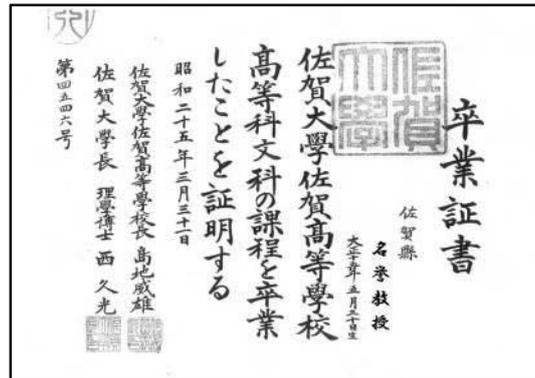
もちろん他にもいるわけですし、まだ亡くなってなくて、例えば、台湾の李登輝（りとうき）さんのように復員している人もいらっしゃいます。あるいは戦後、校舎が壊滅してしまった長崎医大（長崎医科大学）の特に医学専門部は、結局、大学にはなれなくて、理科のみの長崎高校（旧制長崎高等学校）にごく僅かな時期のみ改編され、すぐに教養部か何かになっていくわけです。あるいは、薬学専門部は校舎がつぶれてしまいますので、授業ができないということで、佐賀までやってきて授業が実施されたりもしておりました。

また、引き揚げ港である佐世保や福岡から近いことと、食糧事情が多少は良かったということで、京城帝大の予科や台大（台北帝国大学）の予科とか、台北高校（旧制台北高等学校）、場合によっては旅順といった外地の学校からの引き揚げ者を多く収容していました。そして、これは佐賀だけではないと思いますが、いわゆる「ゾル転」と呼ばれた旧軍学校の出身者も結構受け入れたりしていたようです。もちろんこれは他の学校でもよく見られた現象だと思います。

その次です。今度は旧制から新制のころの話に移していきたいと思います。佐賀大学の蹉跎の最初であると個人的には思っているんですが、ともかく九州大学の教養部になれるはずだったのですね。しかし、これも有名な話ですが、文部省、あるいはC I E（Civil Information and Educational Section：民間情報教育局）がそれを認めず、県境を越えた合併を許さなかったということで認められませんでした。これからの国立大学は県境をまたいだ統合がどうも起こりそうな時代になりつつありますが……。

一方、師範学校・青年師範学校というのは各県に少なくとも1校ずつありますので、当然、大学への昇格運動を行っていたわけですが、到底単独で昇格することはできないということで、すったもんだがいろいろありまして、最終的には佐高を母体とする文理学部と、師範学校・青年師範学校を母体とする教育学部のたった二つですが、新制大学として発足をしました。これが1949年（昭和24年）の5月であったわけです。

佐賀高校は、ほかの大学・旧制高校同様に新制大学に包括され、広島高校も「広島大学広島高等学校」になったわけですが、佐高の場合も「佐賀大学佐賀高等学校」という名称の時期が1年間だけありました。



<スライド 12 旧制佐高最後の卒業証書>

これ（スライド 12）は、名前は伏せてありますが、最後の卒業生である名誉教授の方の聞き取り調査を行いまして、その方の卒業証書を貸していただいたものです。これは資料価値として非常に高かったりもするわけですし、あるいは、こういうものも個人文書、個人資料的なものの一つとして数えることもできるかと、少し強引ですが思ったりもしています。

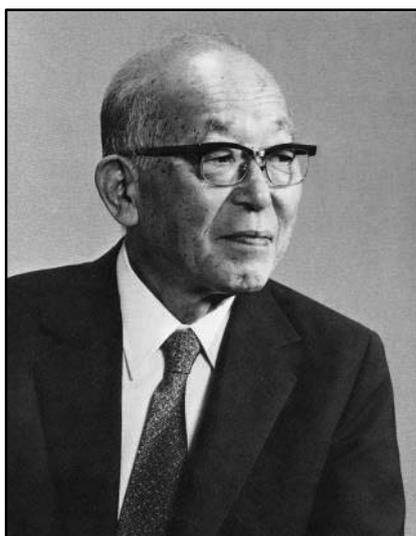
かつて佐賀大学にも文理学部がございまして、文科と理科、文学専攻と理学専攻が置かれ、文学士・社会学士・理学士を出していたわけですが、一方で、佐賀固有の状況としては、先ほども申しましたように、引き揚げ者が短期間ですが2～3年間急増します。

佐賀に来られたら分かると思いますが、佐賀バルーンフェスタなどで、最近では少し有名ですが、あれができるのは、要するに田んぼだらけなわけですね。ですから、お米がたくさんとれることもありまして、結局、引き揚げ者たちがどっと押し寄せてきましたので、食料不足よりも、どちらかというに住む所が足りなくなったということがあったそうです。

ともかく、そういった満州や外地から帰ってきた人たちが押し寄せたこともありまして、佐賀県はもともとから農業関係の学校が欲しかった県ではあるのですが、何とか国と県と交渉しまして、文理学部に農学専攻を置いたという、ちょっと離れ業というか、面白いと言えば面白いし、変と言えば変なものをつくりました。これは年次進行で2年後には農学科に昇格して、1期生が出るときには、文理学部ではありますが「農学士」を出すというようなことになりました。

このことにはいろいろな背景がありまして、例えば、青年師範学校はご存じのとおり農業実習などもしなくてはいけないので、今でもこれは附属農場として残っているんですが、この実習地を農学科の農場として転用するようなことを行っています。この辺の話は石田さんがかつて論文を書かれているんですが、広大の水畜産学部なども似た例だったようです。

そういうことで、1955年には何とか農学部を設置にこぎ着けています。これは高等農林学校とか、あるいは戦時末期から戦後にかけてできた農業専門学校を母体としない国立大学の農学部の例としては、佐賀・広島・高知だけの例とされています。



<スライド13 田中定学長>

そして文理学部というのは間もなく改組されます。ここには、やはりアメリカ式のリベラルアーツがどうしても日本に根付かないという悩みがあるわけです。今となっては結構新鮮味がありますが、当時は非常に古くさいものと思われたようで、当時の学長である田中定、この人はもともとは九州帝大の経済学の先生で、いわゆる「佐賀方式」を提唱していた農業経済学のエキスパートでしたが、この方が率先して文理学部を改組しました。

「佐賀方式」とは、有明海を干拓して、機械を使った集団的営農法を確立しようというものです。ご記憶の方も多いと思いますが、昔『おしん』というドラマがありました。おしんさんの旦那さんは有明海の干拓をやっていて、失敗して自ら死を選ぶ。そして、姑（しゅうとめ）さんが意地悪な人物に描かれ、おかげで佐賀人の評判が落ちたという変な話が残っていたりもするわけですが、ともかくあれは橋田壽賀子さんがよく取材をしていらっしゃるわけで、かなり史実に近い部分もあります。

田中さんは非常にイニシアティブが強いといいますが、強すぎて学生から反発をくらいます。次の話になりますが、学生紛争にも繋がっていったということです。ともあれ、通常、文理学部の改組のときには、人文学部、もしくは法文学部と理学部というような分かれ方になっていったのですが、佐賀大学は何をどう考えたのか、田中学長の専門ということもあったのでしょうけれども、経済学部と理工学部を作ってしまうのですね。そして、人文系の教員は教養部に配置換えしてしまうことになりました。

理工学部というのは、当時としては折衷型なんだろうけれども、これは京城帝国大学予科出身の先生が理工学部の設置委員の中にいたことが大きな理由になっております。ご存じのとおり、京城帝大というのは法文と医の2学部で発足し、1938年に予科の中に理工学部進学用のクラスができて、年次進行で1941年に理工学部ができたわけですが、その京城帝大の理工学部をモデルにしたという資料が残っております。ともかく、通常の文理学部改組とは違う形をとった唯一の例になりました。

レジュメでは次のページです。そうしますと、やはり大学紛争と国立大学の改革はいろいろな意味で繋がっていると言わざるを得ません。佐賀の場合もご多分に漏れず、学生運動が非常に盛り上がってしまいました。イールズ旋風以来、レッドパーズが起こり、これに強く反発する全学連（全日本学生自治会総連合）という構図でした。



<スライド 14 機動隊によるピケ排除>

小池先生が作られた『証言大学紛争：危機的状況に対する広島大学教職員の記録』などにも、佐賀そのものというよりも、広大の学生が佐賀県にある鳥栖という所を經由して佐世保に応援に行ったという話が少し書かれているのですが、まさしく日本全国からエンブラ闘争（佐世保エンタープライズ寄港阻止闘争）で佐世保に学生が集まっていったわけです。そうなると、途中で鳥栖という分岐点がありますし、その先に佐賀があるわけですが、そこでビバークといえますか、休憩していくことがよくあったようです。



<スライド 15 不知火寮>

ですから、佐賀大は最初に機動隊を導入したことで学生運動の世界では非常に悪評が高かったようですが、当時、佐高以来の不知火寮が残ってしまっていて、これは昭和 50 年代だと思いますが、カラー写真（スライド 15）も何とか残っております。旧制佐高以来の学寮

であったわけでありますが、ここに学生運動家などが泊まったりしたこともあったという証言が残っています。

そのような時代を経まして、中教審の答申が幾つか、「38答申」や「46答申」などが出るわけですが、特に広大の誇るべき森戸辰男さんが中教審の会長だった時に出た「46答申」で、現代の大学、特に国立大学の在り方がかなり決まっていたと言いますか、いわゆる一般教養（般教）と専門教育の垣根を取り払っていくことになります。

逆に、またこれを部分的に復活するような時代になりつつあるのかもしれませんが、いわゆる筑波型の新構想大学が出てきたり、医学部の医学科を6年間の一貫教育にしていくアメリカ式といいますか、例えば佐賀大学と統合することになる昭和57年設立の佐賀医科大学などは、そういう6年一貫の教育になっています。

逆に言うと、これは医師の国家試験の予備校化したところもあるようですが、やたらと合格率はいいみたいです。毎年のように100%ぐらい受かるようですが、それは結局、一般教養をまったくと言っていいほどしないまま、医師国家試験の勉強ばかりをさせていることにもつながっているようです。ですから、お医者さんとしてはどうなのかという疑問符が付いたりもします。

その後も結局、いわゆる教養部改組ということで、私どもの世代がちょうど最後の教養部一私自身は教養部のある大学ではなく、北関東にある新構想大学の学部を出ておりますので、いわゆる教養部というものを知らないのですが一、大学院で入った大学にはかつてありましたし、現在はそのなれの果てみたいところで教えておりますので、何となく分かるわけです。

佐賀大の場合でも、教養部が解体されていく過程で、やはり文理学部改組の折、人文学部的なものがつくられなかったので、どうしても人文系の学部が欲しいということで、国際人文学部という名称の学部で文部省にずっと概算要求を出していたんですが、なかなか認めてもらえない。一方で教員養成を縮小しろ、教員になれないではないかということで、最終的には、私が所属している「文化教育学部」が1996年にできました。

これは、まさに旧制高校と師範学校を接合した、強度の違うものを無理やりくっつけたわけですから、ばきっと折れてしまいそうなもので、結局、来年（2016年4月）は協議離婚（笑）をすることになりまして、また分かれていきます。

ともかく、学長のイニシアティブで芸術地域デザイン学部という、果たして何をやるんですかねという感じの学部と、教員養成だけに特化した教育学部にまた戻すということで、私はどこに行ったらいいんだろうという感じではあるのですが……。

今年になって非常に話題になっております人文系の廃止は、文科省が指示したということですが、それは違うということで躍起になってもみ消しをしていて、それはまずは「ゼロ免課程」をつぶすという意味であるというようなことになっております。

私の所属学部も、なぜかゼロ免扱いされてしまっています。そうではなかったはずですが、いつの間にか教育学部のゼロ免扱いをされてリストラされてしまうという、これはま

たいろいろな政治があるとは思いますが、現段階としてはそういうことになっておりません。

時間も押してきましたので駆け足になりますが、そもそも私がこういうことに足を突っ込んでおりますのが、地方大学史の編纂に関与したことに引き着きます。広大とか、いわゆる旧帝大級の大きな大学は、〇年史を定期的に出せるのでありますが、さすがに地方大学だとそれは難しい。

でも、やはり大学を名乗る以上は出したいということで、やろうとはするんですが、常に中途半端なものばかりを出し続けてきたと言いますか、これは歴史系の先生があまりいないこともあります。あまり言いすぎると、存命の人もいらっしやって悪口になってしまいますのでやめておきます。

いろいろありまして、何とか医科大学との統合で10周年を迎えたのを機に、私なりにいろいろと画策をして企画を練りました。これは本当であれば、1冊ずつお渡しできればいいぐらいですが、私も十分な部数をもっていない。ホームページに載っておりますので、もしもご記憶であれば、大学のサイトから呼び出していただければと思います。

『統合10周年記念誌 佐賀大学の物語』ということで、あくまでも年史ではないんですが、年史的なものです。あるいは自画自賛的になりますが、かつての佐賀大学史ではまったくと言っていいほど顧みられていなかった旧制高校、あるいは師範学校、青年師範学校までを一応網羅した内容にしております。

次のページです。その段階で、いろいろな問題・課題が山積していることが分かってきました。やはり何をもってしても資料をどのように集めていくかということだったわけですが、法人が現在持っている文書の中には、当然ながら旧制時代の学籍簿や身上調査書、除籍簿、あるいは留学生名簿。朝鮮・台湾の場合も、「帝国臣民」であるにもかかわらず初期は留学生の扱いの時期が1920年代まではあったようです。

あるいは、学徒出陣関係の学籍処理に関する記録が存在してしまっていて、その中には、やはり有名な、最近お亡くなりになりましたが、元長崎市長で昭和天皇の戦争責任をうんぬんしてしまったがゆえに右翼から狙撃された本島等という方、この方は佐高出身です。理科の生徒ですが、なぜか徴兵されて軍隊に行ったというような方です。そういう人たちの記録簿が、これは恥ずかしいことに未整理でありました。あるいはあるはずなのにどこにいったか分からなかったのですが、文書庫を整理したら抜けなく出てきたということで、まずはほっとしたところでありました。

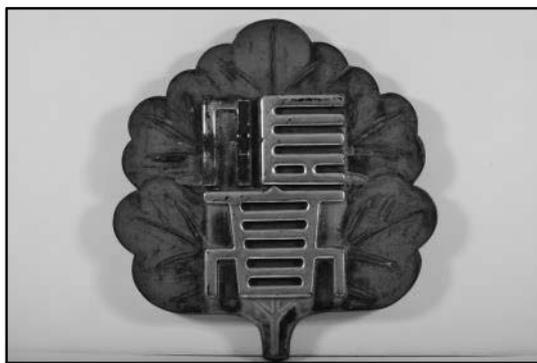


<スライド 16 『佐賀大学新聞』100号1面(上)>

あるいは、その過程を前後しまして、かつての大学新聞の現物が出てきました。スライド 16 はちょうど文理学部の改組を言っていた頃の昭和 41 年の紙面として、それを整理したり、仮目録を作ったりしつつ、あるいは図書館の中に未整理の資料を置いた部屋がありますので、その中のものを少しずつ整理したりしました。

また、かつてより旧制高等学校の研究といいますか、仙台の二高（旧制第二高等学校）出身の高橋左門氏が有名でありますし、かつて存在した『旧制高等学校史研究』という雑誌にも旧制佐高の関係資料が紹介されていました。しかし、それからまた 30~40 年ぐらいたってしまって、どこに行ってしまったかよく分からないものがあり、散逸してしまったものもあるのですが、取りあえず重要なものは残っていませんでした。

ただ、これはなかなか公開することにはならないかもしれませんし、一方で歴史的な文書でもありますので、今後うちの大学がどのように扱っていくのかは、すごく重要な問題になっていくと思います。辛うじて記念誌の編纂を契機として学内に「大学史資料室」ができましたので、将来的にはそういうところで保管していかなければいけないのかなという状況になりつつあります。



<スライド 17 佐高校章>

例えば、佐高時代の校舎に飾ってあった<スライド 17>のような校章などを保管するちょっとした展示室が同窓会にありまして、いろいろな記念物が保存されております。また、これは結構珍しいと言われているのですが、理科の実験機材がわりとまとまって残ってい

ます。他所では、金沢の四高（旧制第四高等学校）のものとか、姫路高校（旧制姫路高等学校）のものが割合に保存状態がいいと聞いていますが、学内でもほとんど知られていません。ともあれ、学内の片隅にこのような展示施設がありまして、一応はモノが残ってたりもします。



<スライド 18 同窓会資料>



<スライド 19 理科実験機材>

さて、学内だけではなく、学外の資料もいろいろ調べていきました。特に、現在では旧制高校関係の資料は、松本にある旧制高等学校記念館にかなり集められておりまして、旧制佐高関係のものも寄贈されております。

特にこの寄贈資料の中でも佐高の名物教授と言われた漢文の小田龍太先生の資料は非常に重要で、まさに個人資料の中の公的なものと言えるかと思いますが、それが同窓会によって寄贈されております。一部は泣き別れの状態にありますますが、逆にコピーさせてもらうことで情報の共有をやらなくてはいけないと思っております。

特に、小田龍太氏の日記は現物がどこにあるか分からないのですが、古い同窓会誌に一部翻刻されていたりもしますので、いろいろと活用できると思います。さらに、これはオーソドックスな資料収集の手法に他ならないわけですが、公文書館や国会図書館にも当然残っていますし、いろいろな機関を回って調べました。

佐高の歴史の中ではかなり空白時期になりますが、戦時の最末期に校長の排斥事件が起こっており、校長が首になり、校長を排斥した教授たちも休職という名目で事実上は免官されるような事件が起こっていました。国立公文書館にはその事件のファイルがきちんと残っていました。大学には残っていないのですが、逆に公文書館にあったことに安堵しました。



<スライド 20 志水義暲（佐高第5代校長）>

また、文部省の教学錬成所が持っている資料を、かつての国教研（国立教育研究所、現：国立教育政策研究所）が引き継いでいるわけですが、その中に錬成官の志水義暲の資料があります。これは、その道では有名といたしますが、『国体の本義』『臣民の道』などをつくった一人であったわけですが、その志水さんが佐高の最末期に校長として、要するに校長排斥事件は一種の思想がかったところもあったようなので、その後始末をさせられたようです。

結局、戦争が終わり、その年末には佐賀を去ることになり、志水に関しては写真も全然残っていませんでした。同窓会の記念誌などでも写真を入手出来ず、この志水さんのところだけは顔写真なしで名前が載っている状態がずっと続いていました。

それが、うまく志水資料をたどっていったおかげで、レジュメに書いてあるとおり、写真を手に入れることができました。まだ、こんなことから始めなくてはいけないのかというレベルではありますが、やっと、こうした段階にやっと追いついてきました。



<スライド 21 島地威雄（佐高第6代校長）>

あるいは、志水の次の佐高としては最後の校長になりますが、島地威雄という人がいます。この人は島地黙雷の子どもですが、この人物の関係資料はもしかしたらご遺族のところに残っているかもしれないわけです。浦和高校（旧制浦和高等学校）の教授から移ってきた人ですが、極めて都会的なリベラリストであったと言われます。

また、先ほど言い漏らした挿話ですが、戦後になって女子学生を結構受け入れているのですね。旧制高校は、数少ないですが女性の入学者がいらっしやって、各校を全部合わせても30人か40人ぐらいにしかならないそうですが、その内で佐賀高校は8名で、これが全国最多だそうです。ですから、女子の高等教育ということでも少し特徴があったりします。

時間がまいりましたので、終わりのところはいつまで申し上げたいと思います。

文献資料は言うまでもなく、建築物、例えば旧制佐高の校舎はまったく残っていないのですが、旧制の校長官舎が残っております。和洋折衷式というか、手前が洋館で、写真では見えにくいですが奥が和式になっています。これは改修して現在でも学長校舎として使っておりますので、しばらくは壊されることはなかろうと思っております。



<スライド 22 佐高校長官舎>



<スライド 23 生駒校長銅像台座>

あるいは、学内には記念碑などもあります。ここには、元々は生駒初代校長の銅像があったそうですが、戦時期の供出でなくなってしまい、頭部分をくっつけた台座だけが残っているものです。これなども含めて、写真資料や無形文化財的な寮歌、あるいは文芸創作に至るまで、やはりトータルなかたちでの大学アーカイブが当然のように必要なわけです。

これは、広大文書館の場合は非常に全国に先駆けてやっつけていらっしゃるわけですが、及ばずとも、遠くにあがめるぐらいのところまではいかなくてはいけないのではないかと考えております。

また、そこにも書いてありますように、小さくても旧制専門学校を母体としているある大学の経済学部とか法学部は、意外と旧制とのつながりを重視しております。特に同窓会が頑張っています。これが本報告の冒頭の話につながっていくわけです。

一方で、そういったところでは、やはり歴史学系の人員が少ない。熊本や金沢といった「旧六」、すなわち旧制の六医科大学を包括した規模の大きな大学の場合、辛うじて捨てられずに何とかなっているのしょうけれども、それ以外のところでは非常に資料が散逸してしまいかねないというか、そもそも校史をやる人がいない。うちの大学もそうだとと言えるわけです。

そして、アイデンティティーを旧制に求めているところは、例えば、最初に申しましたように九州工業大学。いまだに同窓会の名前が明専会ですから。これは、広大の方々も関わっておられる「100年史」の編纂で整理が進んだおかげで、散逸は免れていますし、もとは福岡の安川財閥によってつくられた私立学校であったことが自校のアイデンティティーを保持しうる非常に大きな理由ではないかと思えます。



<スライド 24 旧制姫高（講堂）>

ともかく、資料散逸の問題は様々な場所で様々にあります。最後にご紹介しますが、例えば、旧制の姫路高校は神戸大学の教養部になっていったわけですが、校舎は姫路市内にきれいに残っており、これは神戸大学の敷地ではなく、兵庫県立大学の敷地を間借りしているというか、そちらに移管されているかたちになっております。ですから、記念室などがきちんとありますが、管理するのもボランティア的な古い人たちが守ってきただけで、もし改修とか何かがあれば、中の資料は散逸しかねない状況があります。これは切実な問題です。

例えば、弘前大学における太宰治のようなことがあれば、歴史的な検証はなされませんが、資料は比較的残りやすいと思いますが、あまり売り物がない、佐賀大学のような今後おそらく生き残れない大学（笑）、それは冗談としましても、そういうところは、沿革史のどこかにアイデンティティーを持っていかないといけない時期に来ていると思います。

しかし、その辺の意識の共有化がなかなか進んでいないということで、最初に申しましたように、まさに愚痴とぼやきになってしまったわけですが、そのような現状をご報告させていただいた次第です。

時間が超過いたしました、ご清聴ありがとうございました。

○司会 ありがとうございました。

大変申し訳ないのですが時間が押しておりますので、質問等がございましたら、後半のディスカッションの時に、ぜひ活発にお願いしたいと思います。

永島さん、どうもありがとうございました。

（永島氏・報告終了）

【報告④】

台湾統治関係史資料の現状と今後の課題

中京大学社会科学研究所 東山 京子 氏

中京大学社会科学研究所の東山です。よろしくお願いします。

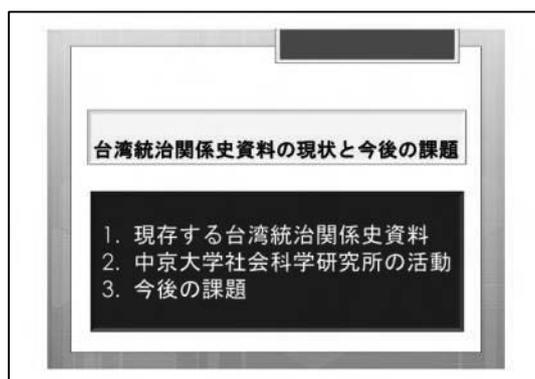
今日は、皆さんの発表が私にとってはとても刺激的でした。その中で私の発表が「大学アーカイブ」にどのような関係があるのかということもありますが、現在、私が所属する研究所が収集してきた資料の現状、そして今後の課題についてお話をさせていただきたいと思います。

そして、今日は小池館長から、ぜひアドバイスをいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

レジュメは26ページからですが、パワーポイントを作成しましたので、こちらを使用して説明させていただきたいと思います。

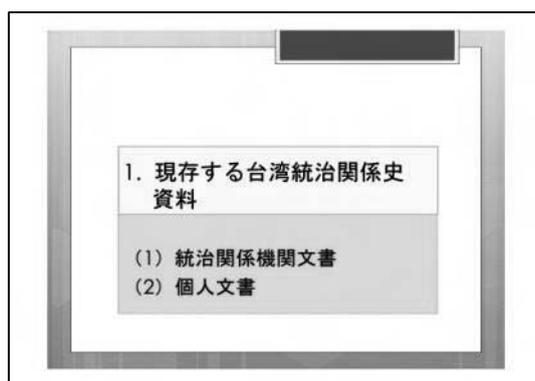


<スライド1：表紙>



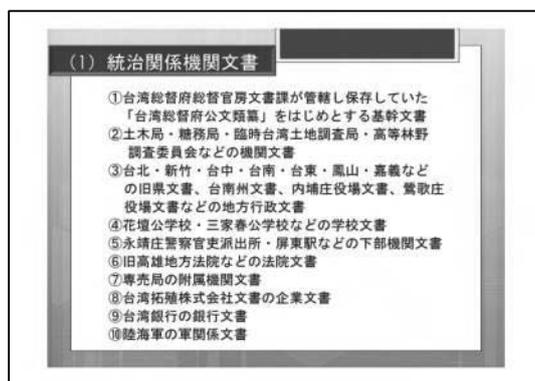
<スライド2>

テーマは、「台湾統治関係史資料の現状と今後の課題」ということで、第一に「現存する台湾統治関係史資料」、第二に「中京大学社会科学研究所の活動」、第三に「今後の課題」と順にお話をさせていただきますが、最後の今後の課題に関しては、皆さんにご意見を頂戴したいと思っておりますのでどうぞ宜しくお願い致します。



<スライド3：1. 現存する台湾統治関係史資料>

まず、現存する台湾統治関係史資料として、日本が50年間統治をしました台湾における行政機関である「台湾総督府」やそのその関係各機関の資料が、現在どれだけ残っているのかを紹介したいと思います。



<スライド4：(1) 統治関係機関文書>

スライド4(1)の統治関係機関文書としては、①番の台湾総督府の官房文書課が管轄して保存しておりました基幹文書である『台湾総督府公文類纂』、②番の土木局や糖務局などの総督府内の機関文書、③番の台北・新竹・台中・台南・台東・鳳山・嘉義などの地方行政機関の旧県文書、台南州の州文書、内埔庄や鶯歌庄などの村役場文書などの地方行政文書、④番の花壇公学校・三家春公学校などの学校文書、⑤番の永靖庄の警察官吏派出所や屏東駅の文書、⑥番の旧高雄地方法院の法院文書、⑦番の総督府の附属機関である専売局文書、⑧番の台湾拓殖株式会社の企業文書、⑨番の台湾銀行の銀行文書、⑩番の陸海軍の軍関係文書などが現存しております。

このうちの①番～⑤番、⑦番、⑧番に関しては、台湾南投市にあります国史館台湾文献館が所蔵しております。⑤番の派出所は、永靖庄の警察派出所に現存しております。屏東駅の文書については後ほどお話しますが、私が調査した際には屏東駅が保管しておりましたが、今の屏東駅にはありません。⑥番目の旧高雄地方法院文書は、高雄地方法院の岡山の所蔵庫において保管されております。日本の岡山ではなく、台南の岡山です。⑨の台湾銀行の銀行文書は、台湾銀行の書庫に、一部は日本銀行に現存すると聞いております。陸海軍の軍関係の文書は、防衛省の防衛研究所にございます。



<スライド5：国史館台湾文献館 文献大楼>

この写真（スライド5）が、国史館台湾文献館の文献大楼で、台湾総督府文書・台湾総督府地方行政文書である役場文書、専売局文書、台湾拓殖株式会社文書が、この建物の3階の書庫に保存されております。



<スライド6：台湾文献館内書庫>

この写真（スライド6）が、国史館台湾文献館文献大楼の3階の文書庫内の写真です。



<スライド7：台湾総督府文書>

この写真（スライド7）が、台湾総督府の基幹文書ですが、現在は、このような簿冊の形では残っておりません。デジタル化に伴い四つ目綴りで製本されていた糸をすべて切ってしまうため、アーカイブズ学的に言うと、原形保存の原則が守られなかったという文書になります。



<スライド8：台湾総督府文書>

現在は、(スライド8)のように、簿冊ではなく、綴じずに中性紙の箱に包まれて横積みで保存されております。



<スライド9：台湾総督府専売局文書>

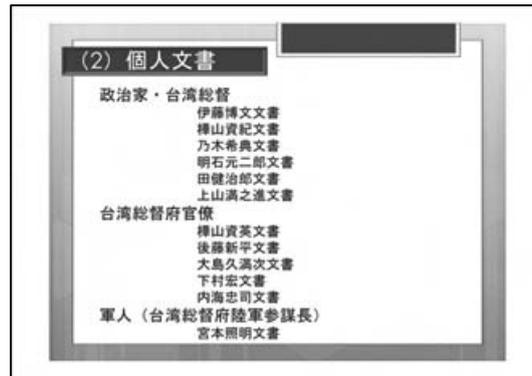
次に、この写真(スライド9)が専売局文書です。台湾総督府文書、専売局文書、台湾拓殖株式会社文書がこの書庫内に保存されております。

このほかに、1階には閲覧室があり、その奥の書庫に台湾総督府地方行政文書である台北州鶯歌庄の役場文書が保存されております。



<スライド10：学校文書>

この写真(スライド10)が学校文書で、三家春公学校と花壇公学校の文書です。これらの文書は、内埔庄文書が国史館台湾文献館に移管された時期と同じ2009年に同台湾文献館へ移管されました。



<スライド 11 : (2) 個人文書>

次に、個人の文書について報告したいと思います。

個人の文書については、政治家または台湾総督の文書では、伊藤博文文書、樺山資紀文書、乃木希典文書、明石元二郎文書、田健治郎文書、上山満之進文書が、台湾総督府官僚の文書としては、樺山資英文書、後藤新平文書、大島久満次文書、下村宏文書、内海忠司文書が、軍人関係では、宮本照明文書が日本に現存しております。



<スライド 12 : 奥州市立後藤新平記念館>

この写真（スライド 12）は奥州市立後藤新平記念館です。こちらに後藤新平文書が保存されております。



<スライド 13>



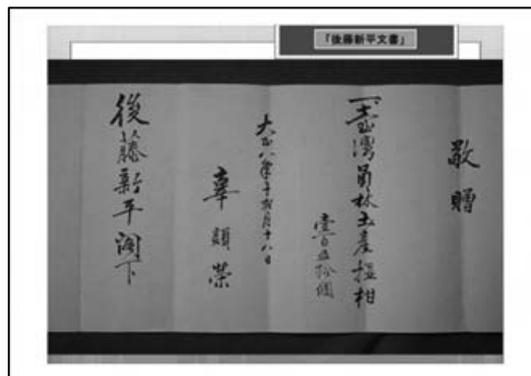
<スライド 14>



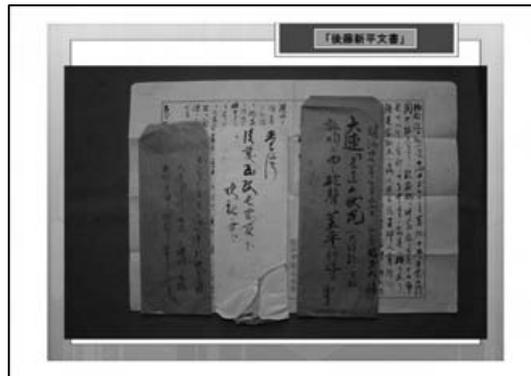
<スライド 15>

スライド 13 と 14 が後藤新平記念館内の写真です。展示施設が 1 階と 2 階にあり、2 階の書庫に書簡のほかに台湾総督府関係などの公文書類も保存されております。その台湾総督府関係史料には、『台湾統治資料』（スライド 15）などの文書もあります。

この後藤新平文書の中で書翰のみを十数年ほどかけて中京大学社会科学研究所が中心となり整理を致しました。これらの史料集はデジタル化されて雄松堂アーカイブズ株式会社から DVD 『後藤新平書翰集』として 2009 年に刊行しています。

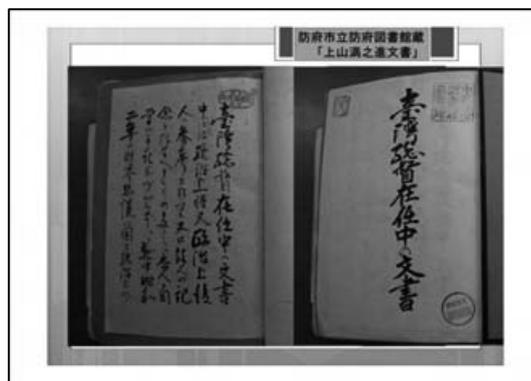


<スライド 16 : 「後藤新平文書」 >



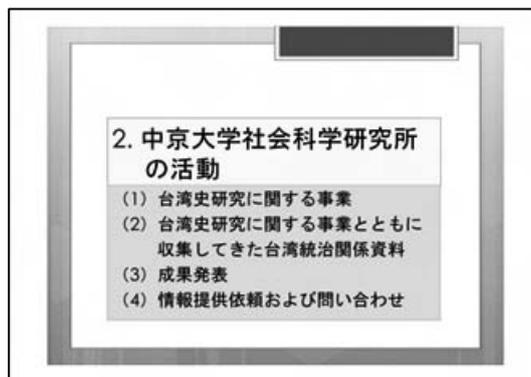
<スライド 17 : 「後藤新平文書」 >

スライド 16 とスライド 17 の写真が、後藤新平記念館所蔵の書翰です。



<スライド 18 : 防府市立防府図書館蔵「上山満之進文書」 >

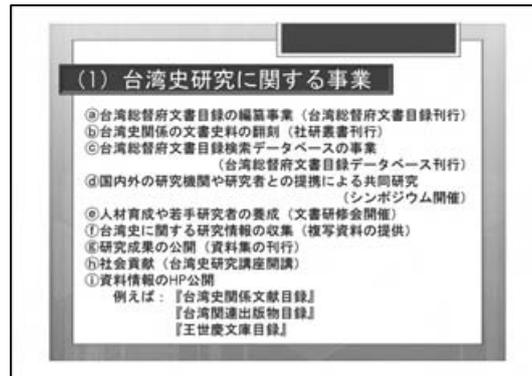
次のスライド 18 は、上山満之進文書で、台湾総督在任中の文書類が簿冊で現存しています。これらの上山満之進文書は、防府市立防府図書館が所蔵しております。これらについては台湾歴史史料研究会から『台湾近代史料研究』のなかで翻刻しております。



<スライド 19 : 2. 中京大学社会科学研究所の活動 >

そこで、次に中京大学社会科学研究所がどのような活動をしているのかを報告したいと思います。

(1) 台湾史に関する事業、(2) (1) の台湾史に関する事業とともに収集してきた台湾統治関係資料の整理および公開、(3) (2) の整理と共に行ってきた成果の発表、(4) 台湾研究に関する情報提供および問い合わせへの対応などを行っております。



<スライド 20 : (1) 台湾史研究に関する事業>

台湾史の研究に関する事業としては、今年で 33 年になります a の台湾総督府文書目録の編纂事業を行っています。現在、大正 4 年の目録を編纂中であり、12 月または来年の 1 月には『台湾総督府文書目録』第 30 巻を刊行する予定です。

b の台湾史関係の文書史料の翻刻、これは研究所の叢書として刊行しております。

c の台湾総督府文書目録検索データベースの事業として、『台湾総督府文書目録』をデータベース化しております。現在は、明治 28 年から大正元年までの作成が完成しており、大学の図書館などに寄贈しております。

d の国内外の研究機関や研究者との共同研究としては、研究所主催でシンポジウムを開催し、発表論文を纏めて研究所の叢書として刊行しております。

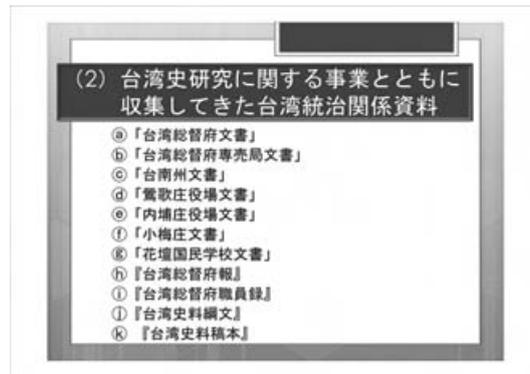
e の人材育成や若手研究者の養成としては、台湾の院生および学生を対象として、これまでに 6 回、台湾文献館・国立台湾大学・国立台湾師範大学、国立政治大学において台湾総督府文書講習会を実施しました。

f の台湾史に関する研究情報の収集は、目録作成のために収集してきた複写資料や書籍などを整理し、台湾研究に関する情報提供や問い合わせなどに対応しております。

g の研究成果の公開ということでは、資料集として『台湾近代史資料』の刊行をしてきました。

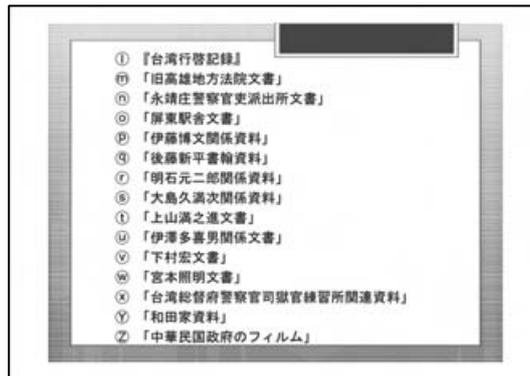
h の社会貢献としては、台湾史研究講座を大学で開講しておりまして、秋期だけですが、3 ヶ月間、オープンカレッジにて行っております。

i の資料情報のホームページ公開としては、社会科学研究所の台湾史研究センターのホームページで『台湾史関係文献目録』・『台湾関連出版物目録』・『王世慶文庫目録』を公開しております。

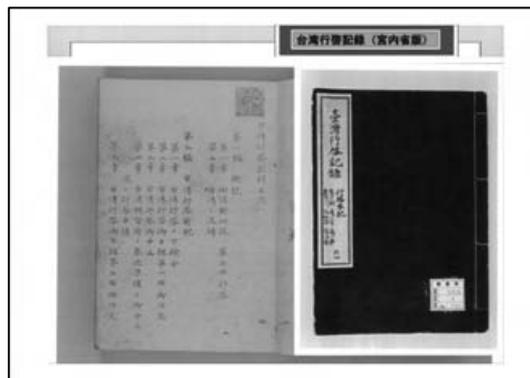


<スライド 21 : (2) 台湾史研究に関する事業とともに収集してきた台湾統治関係資料>

(2) の台湾史研究に関する事業とともに収集してきた台湾統治関係資料としては、『台湾総督府文書』・『台湾総督府専売局文書』・『台南州文書』・『花壇国民学校文書』・台湾総督府の村役場文書をそれぞれ一部ではありますが収集しております。このスライドの中にあります『小梅庄文書』については収集しておりませんので間違いですが、これについては後ほどお話致します。



<スライド 22>



<スライド 23 : 台湾行啓記録 (宮内省版) >

スライド 23 は、宮内庁所蔵の『台湾行啓記録』(全 4 冊)で、研究所の叢書として翻刻して刊行しましたので、これらの史料についても一部収集しております。



<スライド 24：台湾行啓記録（台湾総督府版）>

スライド 24 の『台湾行啓記録』は、台湾総督府版（全 49 冊）として国立台湾図書館に所蔵されております。この国立台湾図書館は、日本統治時代の台湾総督府図書館ですので、台湾総督府図書館から引き継がれたものの多くが収蔵されております。



<スライド 25：屏東駅舎文書>

さて、屏東駅の『屏東駅舎文書』ですが、スライド 25 の写真のように『辞令簿』などの昭和 17 年から 20 年までの文書が保存されておりました。しかし、現存しておりません。数年前に再度調査を行うために屏東駅に問い合わせをしましたが、現駅長さんはこれらの史料に関しては見たこともなく、全く知らないということでした。前駅長さんに問い合わせても知らない。というわけで、これらの史料の発見当初、西日本新聞の取材によりこれらの史料については記事になっていましたので、注目されると却って無くなってしまいうことが台湾ではおこってしまうんですね。したがって、この写真にあるような『屏東駅舎文書』は、私たちの調査の際に撮影（時間的都合で全ての文書は撮影できなかったが重要な文書は撮影し、それを翻刻した）した文書複写記録が唯一現存する史料情報として、貴重なものになってしまったわけです。

次に台湾の役場文書でも台湾文献館以外に保存されている小梅庄の文書については、私が台湾文献館のシンポジウムにて内埔庄役場文書の文書管理について報告をした際に、コメントーターをしてくださった先生が、内埔庄だけでなく小梅庄の役場文書も現存するといって写真などを使って紹介してくださったので、是非とも一度現物を見てみたいとお願いしましたところ、整理中のためということで断られました。十数年も前に檜山先生はそ

の大学を訪れてそれらの文書を見ているわけですから、断られる理由が分からなかったのですが、研究中であったり、研究発表後においても、公開されないということもあるということを知りました。これに関しては問題提起のところでも取り上げたいと思います。



<スライド 26 : 中華民國政府フィルム>



<スライド 27 : 中華民國政府フィルム>

そして、スライド 26 から 28 が、社会科学研究所において所蔵している中華民國の政府フィルムです。映写機で上映する大きなフィルムですね。スライド 27 は蔣介石の葬儀のフィルムです。

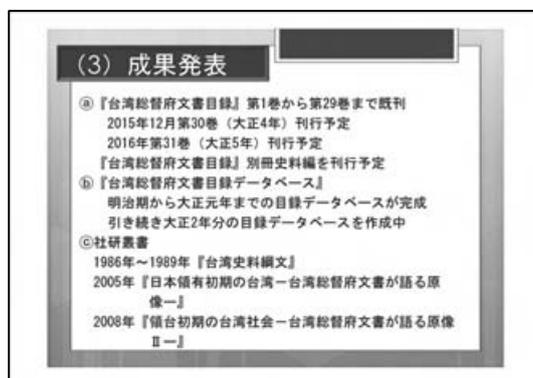


<スライド 28 : 中華民國政府フィルム>

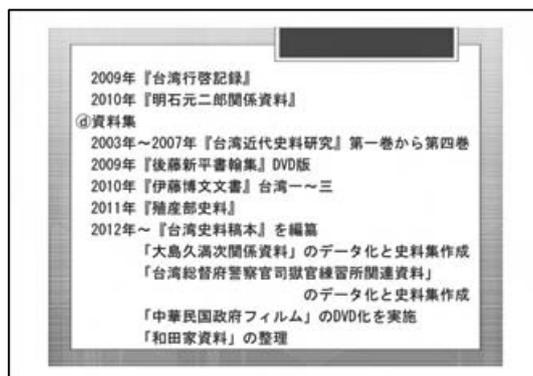
スライド 28 の上部にあるのが CD ケースですので、どれだけの大きさが分かると思います。台北駐大阪経済文化弁事処（台湾の領事館）からの寄贈でして 100 点ほどあります。

中華民国政府の宣伝用フィルムとして貴重だということで、現在、DVD化しております。

このように、中京大学社会科学研究所は、台湾史を研究して33年経ちますが、日本ではあまり知られていない、特に大学内ではあまり知られていないんですね。台湾では台湾史研究の実績があることは広く知られているのですが。



<スライド 29 : (3) 成果発表>



<スライド 30 : (3) 成果発表>

スライド 29 と 30 が、成果発表として、研究所において行ってきたことですが、それは兎も角として、33年間かかって『台湾総督府文書目録』を編纂し刊行し続けてきました。目録編纂刊行事業、これが研究所が誇るべき事業の一つです。やがて30巻が刊行されますが、台湾総督府文書の永久保存文書は昭和9年までしかなく、昭和20年までの文書は太平洋戦争に突入し敗戦国となったために、編纂されず仮綴のまま中華民国政府に接收されました。少なくともこの簿冊化された永久保存文書の目録が完成するまでは絶対に目録編纂を続けていきたいと思っております。続けることが一番大事なことだと思っておりますので、檜山所長はあと3年半で退職されますが、是非ともこの目録編纂刊行事業にはずっと関わっていただきたいと思っております。

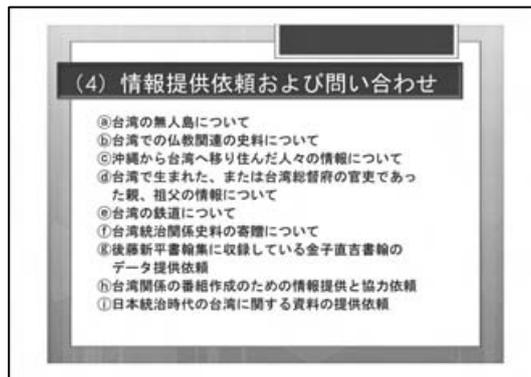


<スライド 31>



<スライド 32>

スライド 31 と 32 は研究所の台湾関係の叢書ですが、さらにもう 2 巻発刊しております。できればこのように成果を毎年出していきたいと思っております。



<スライド 33：(4) 情報提供依頼および問い合わせ>

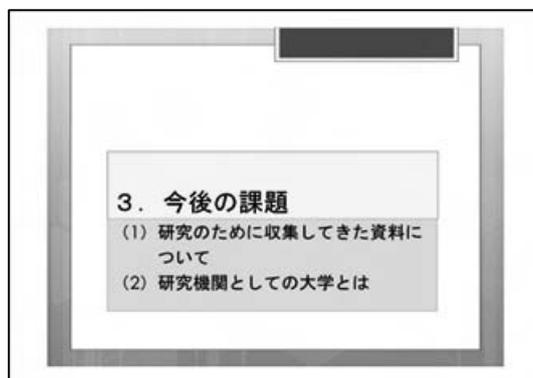
次に (4) の情報提供の依頼と問い合わせですが、研究者だけでなく、一般の方からはインターネットで検索をしたということで、中京大学が台湾関係の研究をしていることを知り、いくつか問い合わせがあります。

台湾の無人島についての資料、仏教関係の史料、沖縄から台湾へ移住した人々について、台湾で生まれた祖父の情報など、さまざまな問い合わせがありますが、研究所の史料で調べられるもの、台湾において調べられるもの、できる限りのことをして調べます。必要な史料はコピーをして送っています。すると、結構喜んでくださいます。

このほかに、台湾関係史料の寄贈もあります。これは、国立国会図書館や国立公文書館へ寄贈したいと相談に行っても引き取ってくれないとの相談を受けて、その方々のご自宅へ行き、それらの史料を引き取り、研究所の史料として所蔵しております。これらの史料については、史料集として公開するために整理をしてデジタル化を進めています。

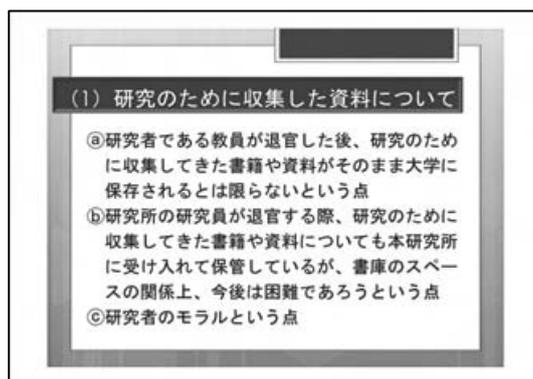
また、大正期日本一の総合商社であった鈴木商店を題材にした「お家さん」というドラマがありましたが、ネットによる記念館「鈴木商店記念館」を立ち上げるということで双日（前鈴木商店）の方から、鈴木商店の大番頭であった金子直吉に関する史料の提供を依頼され、後藤新平記念館において整理しました金子直吉の書翰のデータを提供しました。それらの史料は、双日のホームページ内の「双日歴史館」に掲載されております。

このように、情報および史料の提供や、テレビ番組作成のための協力依頼がきますので、日本にあるものないものに限らず調べて、史料を提供しております。



<スライド 34：3. 今後の課題>

最後に、「今後の課題」が今日一番の課題です。研究のために収集してきた資料について、そして研究機関としての大学とは何かということです。



<スライド 35：(1) 研究のために収集した資料について>

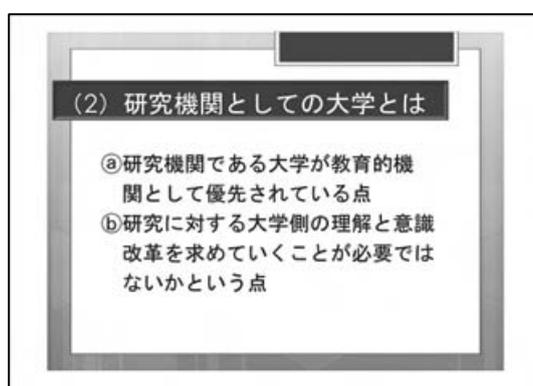
まず、研究者や研究員が退職した後に、収集してきた資料はどうなるのかという点です。研究所では、研究員が退職されるときに、書籍や史資料などを研究所に寄贈したいという相談があれば、研究所で引き取り、研究所内の書棚に配架しております。たぶん、檜山先生が所長であり、史料を残すということに関心があるため、受け取ってこられたということもあります。現在、研究所の書架は、もうすでにスペースがありません。しかし、研究

のために収集した史資料や書籍を、退職されたからといって捨てるわけにはいかないんですね。

今の一番の問題点は、台湾研究を33年間続けてきて、沢山の史料を収集してきましたが、檜山所長が退職される3年半後はどうなるのだろうか、とても心配です。今から私は悩んでいるわけです。

皆さんの大学はどうでしょうか。研究者が退職された後に、収集してきた資料はどうされているのでしょうか。それを皆さんにお聞きしたいと思います。

次に、研究者のモラルの点です。台湾の役場文書である小梅庄の話にもなりますが、大学の研究者が研究してきた史料について、研究発表後においても史料の公開がなされないというモラルの点についての問題点です。



<スライド 36 : (2) 研究機関としての大学とは>

最後に、研究機関である大学が教育的機関として優先されすぎているという点です。大学では科研費や財団などへ助成申請を行い外部資金を取ることで研究をしているわけですから、研究機関として、大学に研究室や資料を残したいと。それらを大学に残し、公開し、後世につなげていきたい。そういう大学にできればと思っています。

中京大学は、スポーツに関する分野ではとても有名で、スポーツ博物館を建設する構想があります。しかし、研究機関として、研究成果をきちんと伝えていくのも大学の使命ではないかと思っているんですね。だから、大学とは教育だけでない研究機関でもあるという大学側の理解、意識改革を求めていくのも研究者の使命ではないかと思っています。

これらの問題点については、是非とも皆さんのご意見をお伺いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

(東山氏・報告終了)

【質疑応答④】

○司会 お約束どおり 15 分を残して終わっていただきました。逆にフロアの皆さんへの質問というかたちになっておりますので、もちろん質問でも結構ですが、ご意見や今のお話を受けたものがあれば。どうぞ。

○阿部武司（国士舘大学） 昨年、大阪大学を辞めまして、今国士舘大学におります阿部（武司）と申します。私は国立大学を退いた人間ですから、発言する資格があると思うんですが。

私は経済史や経営史を専門にしております、色々と資料を集めましたが、そのコピー類はどこも引き取ってくれません。本ですら簡単には引き取ってくれないんです。ただ本は、大学にないもの、重複していないものを自分で選んで、目録を作って「お願いします」と言えば引き取ってくれました。これが現状です。

もっとも大学の側にも言い分があるようで、特に図書館、あるいはアーカイブズもそうですが、スペースがないんですね。書籍や資料はどんどん増えてくるでしょう。だから、それらを全部受け入れることも確かに難しいだろうと思います。それではどうしたらいいのか、私にはわかりませんが、まずは現状をお話ししておきます。

○東山京子 現状をありがとうございます。よろしくお願いします。

○中見立夫（東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所教授） 少し長くなりますが。

まず、檜山さんとか中京大学は偉いですね。持続は力なので、これはあきらめては駄目なんですよ。だから、どんどん頑張ってください。

少し時間をいただいて、折角の機会ですので広島大学が所蔵される特異な資料および台湾に関する資料について御紹介したいです。実は私は広島大学に来るのは 2 回目ですが、わたくしの勤務先（アジア・アフリカ言語文化研究所）はアジアの言語研究をされる方が多いのですが、広島大学の存在は中東の古代言語の研究では非常に有名です。戦前の広島文理大学には英オックスフォード大学留学した中原与茂九郎というアッシリア学の門家がおられ、原爆に被災されましたが戦後は京大教授になられます。

お嬢さんは広島に在住中に原爆で亡くなられますがお父さんがお嬢さんを記念し残した文庫でも有名です。戦前の日本で中東の古代研究などは全くなされておられず、中原先生の存在は貴重でありました。戦後においても古代中東語の研究の伝統は広島大学では継承され、吉川守という言語学の教授がシュメール語の研究家として著名でした。おそらくいまの広島大学の方もこういう学統が存在したことも御存知ないのではないかとおもいますか。吉川先生もヨーロッパに留学され、留学時代の友人を中心にシュメール語の国際研究学術誌が広島大学から *Acta Sumerologica* として刊行されていた。これは驚くべきことで、日本のアジア研究でもそのような例を他には存じません。また広島大学は本当にすごい国

際学界への貢献をなさっていたと尊敬しています。シュメール語の研究などは、国際的にみても同じ専攻の学者は乏しいでしょうが、日本の広島大学がその研究の中心として、今流行のことばでは学問の国際発信の中心となっていたのです。しかもある段階でシュメール語のタブレットも広島大学は購入されています。前回来たとき、あれはどうなっているかと聞いたら、誰一人として知らないのには驚かされました。今日、大学の入り口に入ったら陳列してありました。日本では、これはきわめて貴重なコレクションです。すくなくともある時期まで広島大学には古代中東語の研究で世界に誇るべき学統が存在したことは大学としても誇るべきことでしょう。

その後、東京にある（公益財団法人）中近東文化センターは出光興産がバックアップしてやっていたんです。

そして、もう一つ、私も昔、東アジアの文書資料の研究会をやっていて、その時に檜山先生に台湾文書のお話をして頂いて、もう一人、民間の人ですが、三田裕次さんという丸紅の社員。ひょんなことから知り合いになって、しかも大学のゼミ（細谷千博ゼミ）が同じなんですよね。優秀な人間で、そのままいってたら丸紅の重役になれた人材で、課長ぐらいまではいって、高等学校の時もAFS（公益財団法人AFS日本協会）でアメリカに留学していたような人。

この人は、大学時代に台湾に旅行をして関心を持って、台湾の文書か何かをどんどん買っていたんですよ。結論から言いますと、その文書資料や貴重な写真や映画はAA研（東京大学アジア・アフリカ言語文化研究所）でダビングして持っています。それは目録がありますからね。

ところが、それをやったのは、その当時、私と、同僚でダニエルズ（Christian Daniels）というオーストラリア人。もう彼は日本を離れて、去年、香港に行ってしまったんですけれどね。だけど、マイクロ化したもの、それから辜顕栄（こけんえい）の葬式の映像まであった。それは僕の所にもダビングがありますよ。フィルムもある。

そうしたら、おとし三田さんが死んだんですよ。あいさつ状が来たから。晩年は何か不調で郷里の広島県広島市に戻ってきた。そうしたら、東京の家は国立でしたが、そこにあった本も処分し始めた。それで結局、広島大学にあげたようです。ご存じないですか。今、広島大学なんですよ。だから、広島大学にもそういうコレクションがある。

ただ、問題なのは、台湾総督府がつぶれたときに日本に引き渡したものの台帳は、台湾の古本屋で三田さんが見つけたんですが、それも新聞で紹介されて、AA研がその文書類の写真をマイクロ化してやったんですね。あれはどうされたのか。広島大学に来ているのはどうか。

広島大学は、広島に関係する教育のことでなくても、台湾史に関しても、意外なことにさらにシュメール語の資料もありますから、そういう **resources** と英語で言うけれども、いろいろなかたちであると思いますよ。

○小池聖一 今、シュメールの関係の文書類は、基本的には広島大学総合博物館が管理しています。基本的に、学術資料のなかでも物資料については博物館が基本的に管理しています。

それから、図書館の中に三井物産調査部の資料などがあります。この間、僕が見たかぎりでは、台湾関係の資料はなかったような気がします。

○中見 それから最後に、私のアジア・アフリカ言語文化研究所でも、近くに東洋文庫があって、私は東洋文庫の研究者でもあるから、そういう本など集めるといっても重複して集めてはしようがないと思って現物を買おうと。だから、ダニエルスもかなり買って、台湾関係のものがあるけれども、私の場合は中国・朝鮮の文書資料をかなり買ったんですよ。

とりわけ、三浦周行という朝鮮にいた京大の教授で法制史学者だけど、その人が朝鮮に行って買った文書があって、なかには日省録の原稿があるんですよ。それで、ちらっと韓国に行って言ったら、国史編纂委員会が来て、口頭で「これは返してください」と言う。「返せて、私の眼力がこういうのを探し出した。返せとは何事か」と一喝しましてね。

そうしたら、そちらもいずれ国史編纂委員会から、その前に韓国の国会図書館の予算を取ってマイクロ化したいということで、それだけ数百点。それとは別に中国側の文書がある。

ただ、このようなものを中京大学の社会科学研究所、これはなかなか大変でしょうけれどもね。アジア・アフリカ言語文化研究所も、昔は全国共同利用研究所で、日本最大のアジアの研究機関で、山口昌男を擁し、橋本萬太郎も擁しというものでしたが、来年度で中見立夫も退職です。もう、これもそのうち外国学部に吸収されて、どうなるか分からないと。

だけど、ちょっとその前に、私が収集したり、あるいはダニエルスがやったものとか、あとオスマントルコの演劇のポスターとかいろいろあるんですよ。

だから、おっしゃった問題は、これは何も中京大学だけではなくて、全て共通して、どうも日本の大学というのはそういう意味での理解ができない。機構的には、やはり図書館と文書館と、そういうものがなかなかうまくいかない。

今日は少しアメリカのミシガン大学の話があったけれど、文書館というのは海外では、大学史や学校史と関連します。卒業生の文書に注目します。僕はプリンストンの高等研究所にいた時に、あそこはプリンストンの大学と一緒になんですよ。ジョージ・ケナン (George Frost Kennan) の文書なんていうのは、彼はプリンストンの卒業生。それからウッドロウ・ウィルソン (Thomas Woodrow Wilson) もそうなんですよ。そうすると特別に保管されていて、そこに調書も入れてあったりする。

これは大学というよりも、もう少し日本人のそういう施設に関する意識を考えなくては駄目なのだろうなというふうに思いますね。博物館とそれはね。

○司会 ありがとうございます。後半につながるいい話をさせていただきました。会場の皆さまのために、所属とお名前をおっしゃっていただけると。

○中見 の中見と申します。専門は東アジアの国際関係史です。

○小池 すみません、三田文庫に関しては図書館にあるそうです。

○中見 ただし、それは文書ですか。

○菊池達也（広島大学文書館事務補佐員） いや、普通の本です。

○中見 だから、その文書群は写真には撮ったんだけど、それはどうなったのかな。

○菊池 そうです。基本的に開架とか閉架とかに分散して、たぶん配置していると思うんです。ただ、貴重な資料に関して、もしあったとすれば、それはどこに入っているかはちよっと何とも。

○中見 そうですか。今日、私は忙しいもので、すぐに帰らなくてはならないんですが、それは後で調べようと思います。

フランスの詩にね、「天上の星の美しさに見とれて、足元にある美しい花を泥靴で踏みつける」ということばがあるんですよ。そういうことをどこでもやっていることが多い。広島大学はそういうものはないと。

○司会 ありがとうございます。まだ若干、時間がありますので、どうぞ。

○中生勝美 桜美林の中生です。南投の文書館に私も昔1回行ったことがあります。あそこで台湾総督府の理蕃課の資料を見ていた人から間接的に話を聞いて、文書以外に、「物」もあると聞きました。毛皮とか、土器のような物も、文書と同じように保管しているときいていますが、その状況はどうでしょうか。

○東山 ありますね。台湾文献館には、3つの建物がありまして、文献のほかに台湾の歴史、台湾の文化、台湾の民族などに関するものを展示している建物の地下に倉庫があり、見たことがあります。

○中生 そういうのも目録化して申請すれば、見られるようになっているんですか。

○東山 そちらの方は目録を作っていないかもしれないです。正確にはわかりません。

○中生 分かりました。どうもありがとうございます。

○東山 台湾文献館には、いろいろなものがあります。

○司会 ありがとうございます。

それでは、時間になりましたので、東山さんのご報告を終わらせていただきたいと思います。

(休憩)

【ディスカッション】

○小池聖一 それでは、司会については小池が務めさせていただきます。

今日は、私どもの石田大学史資料室長を含めまして、4名の方にご報告いただきました。本来、個人文書という話を中心に展開しようと思ったのですが、実は個人文書というかたちで大学アーカイブズが持っているところというのは、例えば早稲田であったり、慶応であったり、同志社であったりと、私立大学が中心ですね。

国立大学となりますと、例えば、東京大学には近代日本法政史料センターがあって、法学部の附属です。そこに個人文書が集中しています。東京大学にも大学文書館が設立されましたが、大学史関係の個別資料群が中心です。

大学のアーカイブズは、私立でも桃山さんのように教団関係資料のような特殊な事例もありますが、これからの大学アーカイブズの場合は、やはり大学の行政文書といえますか、国立大学でいえば法人文書が当然中心になると思います。

このような状況下で、個人文書の収集・整理・公開ということでお話を集めようと思ったのですが、準備不足もあり、今回の研究集会では、大学アーカイブズの多様性を反映した報告となり、大学アーカイブズの有する問題点が噴出したかたちになったと思っております。

ただ、そのようなところで、幾つかの論点を整理をしながらお話を振っていきたいと思います。

一つは、やはり個人文書といったときには何が重要かということ、公開です。公開という観点からすると、例えば、石田大学史資料室長が就任して以来、広島大学文書館は「がちがち」になってまいりました。

それまでは、私は憲政資料室の伊藤（隆）先生の弟子でもあるので、どちらかということはおおらかなかたちでやっていたものが、端的に言うと、法的な問題ということを中心に、石田君が非常に努力をして、寄贈の手続きのやり方も、よく言えばきっちりしている、悪く言うと煩雑になって、誰からも後ろ指を指されないようにということで非常に頑張っていたいて、その結果、こういうふうになっております。それは、いい部分と悪い部分があると思います。

もう一つは、公開の在り方ということでPDF化というものがあります。昨今、政令指定機関化している大学アーカイブズ等に、国立公文書館より、所蔵している政治家の関係文書について照会がまいりました。何を持っているのかと。

要するに、(行政文書の管理は閑却して)「一元的管理」と彼らは言い出したのですね。この「一元的管理」というのは、目録上の管理だったらいいのですが、今回、コピーを取って、それを複製して、それを全部、国立公文書館で公開するのだと、そういう話ですね。実に乱暴な意見でありまして、そんなことができるのか、できないのかということをお聞きすると、石田君の報告などを聞いていると、できるわけがないだろうという話にも当然な

るわけです。

そのような現状がある中で、中生先生の事例というのは非常に興味深かったです。公開の在り方ということで、石田さんは二つの定義をされました。また、中生先生の場合には、PDFで公開しているミシガンのお話をされました。

石田さんは今後、大学史資料室長として公開を中心となってされていくわけですが、その際に、中生さんの報告などを聞きながら、どのように考えたのか、少し教えていただければと思います。

○石田雅春 PDFというのでしたら、著作権的に問題がなければ、いくらでもできる話だと思います。できるか、できないか、もしも訴えられたらどうなのかなというのが私の心配しているところで、もしも何か問題があった場合、一職員の判断でしましたと言われると困るので、できる限り厳格な方で運用したいと私は思っています。

それとも、何か問題がありましたら、館長が、私が全て責任を取りますということになるのでしょうか。

○小池 館長としては、まず石田君の首を切ってから考えます。

○一同 ははは (笑)。

○小池 問題が館長にまでいかないようには考えておりますが。

例えば、インターネット公開ですよ。著作権に関係なければ、インターネット公開は自由だということになります。これは後で中生さんにもお聞きしたいのですが、アジア歴史資料センターがあります。あのような公開の仕方を、今度どんどん進めていくというのが普通のように言われていますが、どうもミシガンなどを見ていると違う感じがします。

そのあたりを、中生先生は実際に見ておられて、どうお考えなのでしょうか。

○中生勝美 私も大学史資料とか公文書館とかいろいろ行きましたが、特に日本で戦争関係のことを調べていると、某国立大学などは、例えば現物にはある写真だけはマイクロに載せていないことがあり、現物を見なければ、その機関に都合の悪い事実を公表しないこともあり、その辺はちょっと信用できないなという感じがしています。

しかし、アメリカの方を見ていると、何も考えずに全部PDFにしているようです。そして、PDFにして公開した後に、問題があると非公開にするやり方を取っているようです。例えば、ナショナル・アーカイブの資料なども、日本の研究者が行って、コピーを取って、日本で復刻出版しているのに、その後になってからオリジナルを非公開にしたという話は、よくある話です。

アメリカの公文書館は、アーキビストもかなり揃っていますが、一度公開しておいて、

だんだん都合が悪いとか、利用している研究者がたくさんコピーを取っているのは何だろうというので調べて、公開は不都合ではないかと判断された資料は非公開にしています。日本の場合は、最初から公開するか非公開にするかを検討したうえで公開しているのようなやり方を取っている感じがします。

また、特に若い研究者は、インターネットだけで見られる資料に基づいて論文を書く傾向が非常に顕著になっていて、文書館に出向いていきません。ある書評会で、「あなたの出典になる公文書は全部ネットで見られますね」というような感じで年配の先生方から手ひどく批判された院生もいました。ネットの普及で、研究の質自体もかなり変化しています。ネットの公開が進んでも、やはりきちんと現物を見るように指導していかないと、研究の質が落ちるのではないかという危惧を持っております。

○小池 いえ。その意味で、ミシガンの、全部PDFにはしているけど、現物を見に行かないと見られないというのは非常にいいなと思って聞いていたのです。

○中生 ミシガン大学で経験したのは、コピーを取る手間を考えると、それが面倒だなと思って調べたらPDFになっていたのです。これは非常に利用者にとっても使いやすくなっています。そして一枚ものの紙資料は、全部PDFにするまでは手間が掛かりすぎるので、していません。ですから、PDFになっている資料と、普通の紙の資料の両方あって、図書館に実物を見に行かなければPDFにたどり着かないシステムをうまく構築できると思っています。

○小池 ただ、PDFにするのはすごくお金がかかるのですよね。

○中生 それで、先ほども少し話をしましたが、大学だけのお金ではなくて、州の予算からも維持費が出ており、あと寄付が結構あるというところが、全然日本のシステムと違います。

○小池 石田さんは、今、公開に関しては目録公開、それから現物公開ですよ。

今の圧力としては、ネット公開みたいな圧力もある中で、個人文書については、広島大学の場合、今後どのように考えていますか。

○石田 まずは目録の公開率を上げていくことを第一に考えたいと思っております。その上で、次に研究なりPDFなどでの公開の方に重点を移していくかたちができると思っています。

先ほど、中生先生のお話にあったように、全て見せるということをしたいのですが、アメリカの場合は、何か問題があったら裁判を起こしてもらって、その裁判をたくさん経る

中で、社会的にリーズナブルな方向性を探ろうというのに対して、日本は、まず法律の定義をかちとして、その定義をもとに峻別してるといふ法体系になっている。

その結果が、自由に資料を使えるアメリカと、資料をなかなか公開できない、非常に使いにくい日本という差になっていると思うんですよ。その中で、今回TPPみたいに、アメリカの方式で50年から70年にするというのは、非常に日本にとっては苦しいことになるのではないかと私などは思っています。

今は、取りあえず、社会的にあまり著作権法に対して認識がないという中で、黙認のもとで図書館とか美術館とか公文書館は資料を公開して使わせてくれているのですが、まず図書館が一番最初に厳しくなり、美術館も裁判が2、3個あって厳しくなりました。次に、もしその次に文書館で何か起きた場合に、たぶんわれわれも考えないといけないかなと、今、見通しとして考えているところです。

やはり日本の裁判所は、先ほど言ったように、まず法に合っているか合っていないか考える傾向が強いので、役人的な発想ですが、問題がないようにしておかないと、組織としては守れないかなと思っています。

だから、もしも広島大学文書館が被告となった場合に、できる限り今の法体系でやりましたので、うちの館はほかの館よりもきちんとやっていますという説明がつかないと厳しい目に遭うと思っております。

○小池 ありがとうございます。

それでは次に、今回、永島先生のご報告ですが、私は今、全国大学史資料協議会の会長校をさせていただいています。大学史からアーカイブズへという流れもあって、本当はこれが大学の場合には中心ですね。

その流れで、外部評価の時も大濱（徹也）先生から、やはり個人文書を集めるに際して、初めは何だったのかというようなことを、より強く集めた方がいいというご指摘をいただきました。それだけに、永島先生の苦闘についても、とても理解できます。

いつか誰かがやらなければいけないことなんです、それをやることは誰もができない中で、本当に永島先生のご報告は、かつての自分を見るような気がしました。まだ大学アーカイブズを取り巻く、あるいは大学の史資料を取り巻く状況が、永島先生のご苦勞のような状況にあるということだろうと私は思っております。

変な話ですが、今日の話は、自分たちの本当の正当性がなくなっていく過程、資料が違ふのだと言うことを示していくわけですから、そういうことでご苦勞はあるのだろうと思います。永島先生には、今後の展望について、ご自身どうしていきたいのかということも含めてお話をいただければと思います。

○永島広紀 大切なところを小池先生に言っていただいて、私は本当に小池聖一さんのエピゴーネンでございますので、本当にまねできるところは、いろんなところで学んでやっ

ていきたいということをモットーにしております。

ともかく、私はべつに佐賀大学の出身でも何でもありませんし、たまたま行きがかり上と言いますか、自分の研究に引っ掛かったところで、これは面白いなという感じで適当にやっていたところもあるのですが、そのうちに、いわゆる国立大学、特に地方の国立大学が共通して持っているような悲惨な現状を見て、どうしても自覚的でなければいけないというところに行き着いたと言いますか。

そこで、あらためて足元を見たときに、先ほど中見先生もおっしゃっていましたように、未来のことは、グローバル人材の育成だ何だかんだというかたちで大学の執行部はそんなことばかり言っていて、これから変な改組をしようとしているわけです。

そうではなくて、もう少し自分のところの足元というか、特に旧制高校であったということ、単なる旧制高校が持っていた教養主義がどうのこうのといった高尚な話にまで持っていけないような、もう少し形而下的などころではあると思うのですが、意外ときちんと整理したり、足元を固めていけば、いわゆる大学のアイデンティティーとか、大学の年史をつくるときには沿革をきちんと理解していく、あるいはそれを学生に伝えていくと。

実際に、少しですが大学史的な講義を自分の授業の中でやったりとか、あるいはこのような仕事をやっている変な教員がいるということは人事課の方が把握しているみたいで、1年に何回か人事の方に呼ばれて、新任職員の前で大学史の授業をやってくださいといったことが舞い込んできたり、まさしく小池先生が広大でやってこられたことを本当に遠目で追いかけてながら、あくせくやっているという感じではあります。

ですから、今後の展望ということになりますと、先ほども愚痴だらけになりますというふうに言いましたが、極めて難しいというか、次の中期計画が終わるころには、もしかしたら、どこかの大学の附属施設になっているかもしれないような大学ではありますが、そうなったときには、次の大学にきちんと資料が移管されるように、なくならないようにぐらいはしておかなければいけないなという、非常にペシミスティックではありますが、逆にそうすぐはならないといった希望を持ちながらやっていきたいなと思っている次第です。

○小池 ありがとうございます。

最後の東山さんの報告のことですが、広島大学には現在、図書館があり、総合博物館があり、文書館があります。文書館の制度設計上、当初から、いわゆるアカデミックな資料ということに関しては、なるべくうちには入れないようにしてまいりました。

一つは、まず最初に広大の文書館をつくるときに話がきたのは、近世文書ですね。山のような近世文書を全部引き取ってくれという話がありました。つぶれた酒屋さんの資料を蔵ごともらってくれとか。蔵ごと資料を寄贈されたら、たぶん他の資料は間違いなく何も入らなくなったと思います。

ですから、あくまでも広島大学の公文書を管理することを最終目的にしながら、一方で年史編纂で集めた資料と、その過程で出てきた個人文書の収集、今まで誰も収集していな

いものを収集・整理して公開していくかたちで特色を持たせていこうと考えました。

当初より、森戸辰男関係文書という初代学長の資料があったということもあり、それを拡大していくようなかたちをとりました。このことが、広島大学文書館の特徴になったと思っています。

一方で、では研究はどうなっているかといいますと、理系を中心にした研究関係の資料は博物館が管理していることになっています。ただし、博物館にバックヤードはありませんので、サテライトと称して学部ごとにそれを管理しています。部局ごとに管理しているかたちですね。統一的な管理が、まだ成り立っていない。ですから、理学部にあるいろいろな岩石試料とかの標本目録もきちんとできていないという状況があって、問題はありますが、現状はそのようなものです。

それから、図書館には貴重書庫があったり特別書庫というのがありますので、そこに一定の、例えば、先ほどの三田文庫とか、あと三井物産調査課の資料ですね。これは調査課の資料を買ったのですが、そういうものが分かれて入っています。

今、利用者からすると、この3館が共同するのは非常にいいことだとなっていて、MLA提携などとされています。利用者にとってはMLA提携は良いかもしれませんが、文書館の立場からすると、MLA提携をやって、一番予算を減らされたり痛い目に遭うのは間違いなく文書館ですね。

ここで言うと、また問題になるのですが、例えば、平成27年度の国立公文書館長会議で、京都府立総合資料館の元の館長さんが東寺百合文書の話をされました。アーカイブズにとって文化財である東寺百合文書はほとんど関係がありませんね。

今、例えば、国立公文書館も含めた広島大学文書館もそうですが、ああいう文化財の施設ではない。これからの問題、現在、運用されている公文書をどのように収蔵していくかが公文書館としては当たり前のことなのに、東寺百合文書の話で国立公文書館長会議で話をするという、そのセンスの悪さですね。私のほかにも、まともな公文書館、鳥取県公文書館の方などは、みんな怒ってしまっていて、代表で私が質問というか批判をしたのというような状況です。

ただし、それが中京大学のように公共性をもつ場合。一人の変わったおじさんが集めているだけの資料ではない。でも、はっきり言いますと、台湾統治関係資料というのは日本の外政機関でありながら、外交史料館でも外政機関に関しては非常に冷たいですね。

外交文書編纂でもめたのは、外務省からわかるように拓務省ができた時です。それから後には、大東亜省ができた時。また、興亜院ができたということもあるのですが、イギリスの外交文書は外務省だけではないわけです。植民地省の資料も外交文書に載せるのです。ですから、それは載せるべきだと私と松重（充浩）君（現、日本大学文理学部教授）は言ったのですが、大負けに負けて、結局、外務省の資料だけになってしまいました。

このようなところに、私共がまげれるよりずっと以前から光を当てられてきたところは本当に凄いことであると考えておりますし、本来ならば国の機関がやらなければいけない

ような仕事を中京大がされているとも思ってまいりました。

それだけに、今後の問題としては、アーカイブズとして展開をするのか、ないしは研究所として展開するののかという二つの方向性があると思います。今日のお話だと両にらみですね。さらに、もう一つ問題なのは、現物の文書を自分の所で持っている訳ではない。目録を公開しているが、自分で持っている訳ではないというところの問題点もあります。それだけに、今後の展開・展望について改めてお聞きしたいと思います。

こんなことを言うと大変申し訳ないですが、研究者は利用するだけ利用しておいて、あとは知らないという人ばかりです。そういう人が多い状況の中で、今後どうされていくのかというのは二つの道がありますが、東山さんとしてはどちらを選択されるのでしょうか。

○東山京子 私はアーカイブズを選択したいのですが、先ほどもお話ししましたように、中京大学はスポーツが有名ですので、スポーツに関する博物館ができるそうです。結局、博物館としてです。

先ほど、所蔵はうちの研究所ではないから問題だということですが、やはり研究所で、目録を作成するために集積してきた史料や、それから資料の現物もあるんですね。先ほどのスライドの中華民国政府のフィルムを所蔵しているように。そのような収集してきたものを研究所としてだけでなく、大学のアーカイブとして所蔵していくことができれば、これまでのように史料収集なども続けていきたいのですね。

研究所というのは、またここで言っているのかどうか分かりませんが、現所長の退職後にどのようになるのかいったことが不安で、危機感があります。そのためにもできれば大学のアーカイブとして残していきたいというのが私の希望です。

○小池 大学のアーカイブということで言いますと、私立大学はみんなどこも苦闘しています。例えば、校内文書という概念を使って校内の資料を管理していこうとか、あるいは同窓会の資料を集めるとか、多方面で大学アーカイブズは苦闘しています。そういう要素を入れて、その中に台湾の研究センターの持ってきた資料を入れるということなのでしょうか、どうなのですか。

○東山 そうですね。中で分けなければいけない。

○小池 中で分けなければいけないけれども、全体としての大学アーカイブズをつくった中での一部門として台湾を入れていくということなののでしょうか。

○東山 入れたいですけれども、どうでしょうか。

○小池 いや、どうでしょうかと言われても。

逆の意味で、例えば東北大学の場合には、東北大学史料館があって、その中に公文書機能があります。政令指定機関はその公文書機能なのですね。そのようなやり方もあります。

ですから、できないとは思いませんが、主たる業務はどちらが中心になるかという、台湾ではなくなりますね。

○東山 はい。

○小池 今まで台湾で継続してきたことを、とにかく継続してもらおう。中見先生ではないけれども、やはり学問的にいうと継続してもらおうことの方が資産として結構重要なのですね。そう考えると難しいかなという気がします。

○東山 ということは、アーカイブズになると、その研究が継続できないかもしれないですね。

○小池 そう思いますね。アーカイブズの仕事は、広大の場合には、やはり法人文書の管理が一番大事な仕事です。これは揺るぎのないことです。そこがものすごく大変です。

一方で個人文書の方も、やはり資料が資料を呼ぶのですね。信用が出来ますから。やはり収集というのは、完全に個人的なものを中心とした信頼関係や、ありがたいことに、その積み重ねなのです。その積み重ねが、今、広大の場合には平和学術文庫等というかたちになって行き、いろいろな個人文書が集まってきたという実態があります。寄贈を受けた個人文書に対して、いかに誠実に答えていくかというのは、修練というか、相当の年月がたたないとできないことです。

それを台湾史の場合にはやってこられたというところがあって、そこはやはり大事にしていきたいなと思うのです。だから「虻蜂取らず」になるのではないかなという気がしないでもない、難しいところだと思います。

○東山 その信頼関係というのはものすごく分かります。うちの研究所もそのように信頼関係があったからこそ、台湾総督府文書目録の編纂にしても、台湾史の研究にしても、これまで続けてこられたようなものです。中華民国政府のフィルムに関しても、このほかに、大島久満次関係資料などうちの研究所ならということで寄贈をしてくれました。台湾史研究を長い期間続けているところだから受け取ってほしいと、資料の寄贈によって、これらの資料についての研究もしてくれるのではないかなということもあると思うんですね。

ですから、そこを考えると、アーカイブにしたら研究ができなくなるというのであれば、やはり考えなければいけない。本当に今が過渡期なのかなと思っているのです。どうにかして続けていきたいし、続けていくためにも、次の研究者なり、このようなことを理解してくれる人に繋げていきたいと、またそういう研究者を養成しなければいけないという

こともあります。これらの二つの面で今後検討していかなければいけないと思いました。とても難しいですが。

○小池 フロアの方からもどなたでも結構ですので、ご意見とかいただければとは思いますが。

○上代庸平 中京大学社会科学研究所の上代でございます。

私は6年間中京社研におりましたが、台湾に1回も関わっていないという、かなり希少な存在です。

私の専門はドイツ法で、中京社研ではドイツのアーカイブズの制度に関する研究を行って参りました。その観点から中生先生と東山先生のお話に関して言うと、図書館と文書館というのは任務が法的に違いますので、社会教育的あるいは学術的な面とえば図書館でしょうし、先ほど小池館長からお話がありましたように公文書に特化するのであれば文書館、アーカイブズという話になっていくと思います。

中生先生のお話の中でミシガン大学をご紹介いただきましたが、ライブラリーのコレクションの中にいろいろなものがあるということでした。伺った限り、フィリピンとかアフリカ系とか、州政府の資料から女性史のものまであるようですが、これはどういう経緯で、こういうかたちでコレクションとして集まったのか。個人的に推測しましたのは、そのテーマについて研究している教員とか研究者がいて、その人たちが置いていったとか、あるいは置いていったものが、さらに文書が文書を呼んで膨れ上がっていったということなのか。

このコレクションも寄付によって図書館がつくったわけで、その運営については大学の交付金とか州からも出ているという話がありましたが、どういう経緯でそうなったのかというのがなかなか分からない。

ドイツに見に行った時に、例えば、旧東ドイツ時代のベルリンで、東ドイツの政府当局に反抗運動をしていた市民団体がかつてありまして、それに関する資料を、どうやったのかは知りませんが、ビラや内部メモなども含めて集めていたベルリン自由大学の教授がいたのですが、この間、退職されました。それで、彼が集めた膨大な資料がどうなったかというところ、放置すれば共産主義体制下の貴重な社会運動史資料が散逸してしまいますから、ベルリン州の学術助成法に基づいて、助成を出すことで大学に財団をつくらせて、今もそれを APO アーカイブと名前を付けて、大学文書館の所管ではありますが、維持を続けているというところがあります。

貴重な社会運動史資料があるというので評判が評判を呼んで、寄付をする人も現れて文書が文書を呼んで、東ドイツが崩壊してから 25 周年になりましたので、注目も集まりますし、報道のための資料提供などで収益も上がって、それなりにやっているのだそうですが、

そういうイメージでいいのかなというのがあるんですね。

日本の法律とドイツの法律は違いますので、いろいろな困難はあると思いますが、これと同じ方式で、文書を全部寄付してもらって、財団法人にするという方法があるのかなと私は個人的には思っています。研究所にある資料については、私には価値は分かりませんが、貴重なものがたくさんあると思いますので。

そのベルリン自由大学の財団みたいに、料金を取っても、たぶん使う人はいると思うんですね。あるいは、同じ東ドイツの話で言うと、連邦公文書館の中にも SAPMO という東ドイツ関係の民衆団体の文書だけを集めた非独立の財団があって、ただそれは独立採算でやっているわけですから、そういうかたちですね。日本だと、一般法人法という法律で、設立しようと思えばできるのですが、まず、どう生き残るかという問題は戦略的にはあると思います。

そういう方法があるのではないかということで、どうお思いかというのを東山先生には伺いたいと思います。以上です。

○東山 そういうふうにできれば、もちろんいいんですが、一番いい方法は。

○小池 某先生の退職金とかを全部、財団の資金にすると。それはないわけではないという気がします (笑)。 今のは冗談ですよ。

○一同 ははは。

○小池 一般法人化という手もあるとは思いますが。私も一回、考えたことはあるのですが、今、法人化手続きは結構難しいのです。非常に審査が難しい。だから、例えば大学などでも、校友会をつくって法人化する際は大変でした。ですから、その申請書類をつくるのも大変なことですし、なかなか私立大学の中に、また法人を一つつくるというのも、私立大学法人も一つの法人ですから、その中に、また一般法人みたいなかたちでつくるのは難しいのではないかという気も致します。

そろそろ時間がきましたが、ほかにどなたかご質問はございませんか。

○中生 実は、そういった資料があるということは、帰ってからパンフレットを見て知ったわけで、その後について、たぶん資料が資料を呼んでいったということと、ミシガン大学出身者が母校に寄贈するというパターンがわりと多いというふうに見ています。特にフィリピン総督とか裁判官というのは、ミシガン大学の出身者が亡くなった後に遺族が出身校に送ったというかたちで集まってくるということですね。

あと、大学の中で、ベントリー・ヒストリカル・ライブラリーについて聞くと、あそこ

は大学の組織であって大学の図書館ではないみたいな言い方をしている、確か、あれはどこのファンデーションからかなり資金が出ているというので、大学が負担しているのは3分の1だみたいなことを言っていましたね。

そういった意味で、確かに法人化して、だいぶお金も入っているけど、ほかのところもずっと入っているというので、わりとそれがあるから個人文書のあれは取りやすいのではないかというふうにおっしゃっていました。

○中見 アメリカのケースで言うと、一つ参考になるのは、スタンフォード大学、Hoover Institution。あれはフーバー大統領がスタンフォード大学の出身で、だいたい第一次大戦から冷戦の時であると。Hoover Institution はスタンフォード大学とは別組織なんですね。あそこは Hoover Institution としてライブラリーとアーカイブを持っている。アーカイブは蒋介石の日記を公開するというかたちでやっている。

それからハーバードの場合、東アジアに対してハーバード燕京（イェンチン）がありますが、これも財団は別で、これは単体なんです。ただ、そのスタッフは基本的に、東アジアの歴史学の人がやっている。

ですから、先ほど小池さんがおっしゃったような、台湾を中京大学アーカイブの中にするというのは無理ですよ。広島大学が個人文書をやって特色を出すというのは、本当に理想的だけれども、これとても、だから憲政資料館と同じようなかたちでいろいろなものとなって、広島に関係のあるということを限定せざるを得ないと、学内の支持はあり得ないんですね。

その意味で、先ほど私は申しましたが、もともとライブラリーとミュージアムとアーカイブズというものは、これはアメリカでも必ずしもうまくいってなくて、例えば、ライブラリーの中に、それをマニュスクリプトセクションって、実際アーカイブみたいなものも入っている場合もあったり。

だから、どうやって選り分けていくか、うまくその連携を取るか。一番理想的なのは、檜山基金で研究所で財団をつくることでしょう。ちょっとこれはなかなか難しいでしょうね。

それから、やはり日本では文書館と言えば、書類を保管して整理してというのが非常に頭に入ってくる。ただ、アーカイブって。

僕がアーカイブという所に最初に行ったのは、ジョージ・アーネスト・モリソン（George Ernest Morrison）のことで、彼は学校経営者の息子で、彼のお父さんが経営したジーロング・カレッジというのがあって、僕はモリソンのことを調べに、そのメルボルン郊外へ行ったんですよね。そのときジーロング・カレッジのアーカイブに行った。

そうしたら、どちらかという、ナショナル・アーカイブズに関係するんだけど、アーカイブズというと、学校の場合なんかは校史、校史陳列所みたいなもので、これはいずれにおいても、日本の翻訳の問題でもあるんですね。アーカイブズをどのように翻訳するの

か。

それから、冒頭で言いましたがリソースですよ。大学における学術資料をどうするかと。何かそういう広い意識でやらないと、某先生がいなくなると台湾研究がつぶされて、資料はもう面倒だから台湾に寄付しちゃえとかなったり、そういうことにもなりかねない危険性は常にありますね。

だから、どうやって大学の学術資料を保管していくかということでしょうね。

○小池 時間も押し迫ってきましたので、檜山先生。

○檜山幸夫 (中京大学) 先ほどから名前が上がってきてばかりできまりが悪いのですが。実は東アジア近代史学会で2014年と15年と2年間、大学が所蔵している資料をどうするかということで、シンポジウムを2回やったんです。やはり最終的には、歴史系などは特にそうなんだろうけど、みんないろいろな資料を持っているが、その処置について困っている。

だけど、仮にこれを大学や研究室に置いて退職したとしても、同じ研究をやっているのが次にそのポストに就くわけではない。そうすると、これは次の人にとってみれば邪魔なんです。だから、そんなものを扱おうともしない。そうすると、そのうちに捨ててしまう。そもそも、保存するスペースも予算も何もないので。

というのが、東アジア近代史学会の中でも議論になったものですが、最終的には何が一番問題なのかというところでまとまったのは、やはり日本にそういう文化（歴史史料は国家や国民や社会の財産であるという認識）がないから仕方がない。したがって、当面は研究が終わったら自然に消えていってしまうということになる。

現実的には、図書などは実際的な問題ですよ。今、図書館は全然引き取らないから、私の女房なんて、「あんたが死んだら捨てちゃう」というぐらい。だから近年、もう本は買えないんですよ。多くの人が皆そうでしょうけど。

ですから、そのような状態の中で、われわれは大学人である以上、一応、みんな研究しているわけだから、それを最終的にどうしたらいいのかというのは、やはりわれわれが考えていかなければならないだろうというのが1点目です。

それからもう一つ、東アジアで議論になった問題というのは、これは大濱さんが書いている話でもあるし、先ほど東山さんも言った話だけでも、研究者が自分の大学に入ってきたものを、全部、自分のものにしてしまっているという公共物の私物化という問題。つまり私物化してしまって、その研究者が死ぬまでか、その人が退職するまで、それは全然使えないと。

一方、その史料の価値を理解している人が後任として就いたらそれはどうなるかということ、どういうことか困り込んで他の人には見せたくないとして、そのまま放置されたままに死蔵してしまうというような状態になる。これは、今、私立大学が近年、特にうるさく

言われてきた研究者倫理にかかわる問題でもあるが、研究者倫理については、今、議論になっているんだけど、そんなのでいいのかといった疑問が起こる。

これはもう一つ、もっと昔から言われている話だけど、自治体史を編纂している人が、自治体の予算でいろいろ集めてきたもの、一般に公開する前に全部論文で書いてしまって、なおかつ、その史料が、自治体史が終わると散逸してしまってなくなっているという実情。そうすると、書いた論文の検証もできないようなのが、今の日本の実態ではないのか。

やはりそういったことは、今言ったように研究者倫理に関わるような話で、まだ、われわれは前近代的で未熟な世界に留まっているというようなことを研究者という社会に位置付けられる者としての自覚をもって自らが改めていくという努力が求められているといったことが今、われわれの中で議論になっているということをご紹介します。

○小池 では大濱先生。

○大濱徹也（筑波大学名誉教授・広島大学文書館顧問） 大濱ですが、石田さんの話、あなたらしく法の大義から見ているわけで。

○石田 はい。

○大濱 でも、公開を如何にするかは、実態からものは考えなければいけないと思う。そうした意味で言うと、沖縄県公文書館の仲本（和彦）さんが、アメリカでの体験をふまえ、日本では寄贈契約が一つもないということに気づき、非常に簡明な寄贈契約についての文章をつくっているわけね。

その中で重要なのは、寄贈したいという人との契約をする文章に、館が利用権、処分権を一元的にもつのだということを入れておくこと。国立公文書館では法の大義から規定する。それは国家の大義から歴史を書くことにつながっている。私たちの日常性場から小さい物語を書くことが普遍性につながるわけで、この場から公開を位置づけたい。

ある種の大義から説くからおかしなふうになる。あなたの発想もそれで、法の枠組みに順うのではなく、利用者の実態に沿う。そのことを3カ条か4カ条明確にして、使おうと売ろうと、いかに処分しよう一切文句は言いませんというものをきちんとつくる。私の経験で言えば、寄贈したいという人は、それに必ずサインをして判子を押すよ。

だから、そのようなことから、もう一度考えた方がいいと思う。いくら公開基準をあれこれいっても、法律家の小理屈にはかなわないんだから。それが一つ。

それからもう一つ、澤地久枝が国立公文書館で昔講演をしたときに、ミッドウェーの取材をしたときの話をしている。その取材でアメリカに行った時に、その本人の個人情報も教えなくても、この人の親戚はこういう人ですとかたちで教えてくれている。それでアメリカの場合、彼女は戦死者の妻にたどり着くわけ。やはり、それは一つの方策な

のでは。

だから、国立公文書館にいたとき、全部公開しちゃえと、BC級にしても。そして、特に政治家の犯罪記録は、公人だから全部出せばいい。それが当たり前なのに、日本の政治家は公人で護衛が付きながら、平然としてプライバシーを使い分けている。おかしな話では。

この問題は、本来アーカイブズ関係の学会がすべきなんだが、公開をめざす議論が乏しい。アーカイブズというのが学になればなるほど、現実と離れていくんだよね。

だから、今日の話を知ると、今言ったことが一つと、もう一つは、日本の国立公文書館には、現状では個人情報まで手を広げる能力はないですよ。公文書そのものを管理する能力だってやっとなことだから。そういう意味では、これをいうと怒られるかもしれないが、国会図書館の立法調査部や憲政資料室あたりと一体化した方が、国立公文書館は良くなるんじゃないだろうか。

しかし今、逆に言うと、小池さんのものを読んでいると、立法府のものまで手をのぼそうとしているわけでしょう。行政記録をきちんとやればいいのに、立法府のものを一元的に収集しようとする。それでなくても行政権が肥大化している国の在り方が、ますますおかしくなってくる。

そういう点で、アーカイブズの問題というのは、今ものすごく危険な状況ですよ。そうした中で、こういう個人文書の収集で広大が良かったのは、一つは森戸という看板があってやれたから良かったのと、小池さんというある種、狂気を持っている人がやったのがよかったんだけど、広大も館長が代わるとどうなるか。中京大の檜山さんの懸念と同じで、どうなるか分からない。

そのためには、組織、法人記録をきちんと管理して当該組織の運営に役立つようにしておき、検証できるというかたちになければならない。そういう意味で言うと日本は、寄贈文化も検証文化もないから前途多難。

○小池 がんばりましょう（笑）。

○大濱 それともう一つ、中京大学社会科学研究所には台湾の原資料があるわけではないから大変ですよ。だからある意味で言うと、中京大学図書館というのを強化し、図書館の一角に台湾文庫というのをつくってもらおう。

それともう一つ、大学にとって必要なのは、梅村一族を顕彰するよという理由でいいから大学アーカイブズをつくってもらってやっていく。

○大濱 佐賀大は旧師範の流れで、小学校には卒業生が多いわけで、統廃合される小学校を教育アーカイブズにすることで、新しい地域創造の場にしていく発想があってもよいのでは。大学というのは、筑波大をみていると改革をやらねばやるほど悪くなるわけで。

○一同 ははは (笑)。

○小池 ありがとうございます。

では、最後に少し阿部先生の方から、もしかしたら今日の台湾史研究センターの将来像というようなこともありまして、阿部先生、少しお話ししてください。

○阿部武司 私は大阪大学にいた西暦 2000 年に、日本紡績協会が持っていた 3 万点ぐらいの文献と、そのほかかなりの量の一次資料を、一括して図書館に受け入れる窓口になりました。阪大は理科系が強い大学ですから、図書館でも受入は簡単にはいきませんでした。世界に誇れる歴大なコレクションをただで頂けたのですが、それにもかかわらず図書館長をはじめ理系の先生方には、「こんな古い、場所ばかり取るものをもらって一体どうするのだ」という意見が強かったとのことでした。結局、しかるべき学会長の鑑定書を 2 通そろえよというご要望にお応えして、どうにか受け入れてもらえました。先ほど大濱先生がおっしゃっておられた通り、こういった資料の受け入れはアーカイブズのやる仕事ではない。やはり図書館だろうと思いますね。

寄贈資料の中には一次資料もありましたが、これもアーカイブズの担当ではないでしょうね。それらの資料は私たちの共同研究室(経済史経営史資料室)で引き受けたのですが、そこでも助手がだんだん採れなくなり、事務補佐員の予算も減らされたので、われわれ専任教員が、閲覧者が来るたびに対応せざるを得ず閉口していました。そうしたところ、幸いにも雄松堂が資料をデジタル・マイクロ化し DVD として市販してくれることになり、しかも図書館と共同研究室に多少の収入も入りました。

ですから、大事な書籍の寄贈を相談されたときには、非常に大事なコレクションだから、と言って図書館にとにかくお任せする。それから一次資料についても、専門の研究室に少し儲けられるような形で持ち込まれるのがよろしいのではないかということです。

○小池 どうもありがとうございます。

それでは、長々と第 1 回の研究集会、ありがとうございました。懇親会がございましたので、ぜひ、それぞれの方々にご質問等々、その場でやっていただければと思います。今日はどうもありがとうございました。

(ディスカッション・終了)

参加者名簿

区分	氏名	所属
報告者	東山京子	中京大学社会科学研究所特任研究員
報告者	石田雅春	文書館大学史資料室長
報告者	中生勝美	桜美林大学リベラルアーツ学群(文化人類学専攻)教授
報告者	永島広紀	佐賀大学文化教育学部准教授
顧問	大濱徹也	筑波大学名誉教授・国立公文書館フェロー
顧問	梶川昭彦	元山陽ウエルマート株式会社代表取締役社長 元マックスバリュ西日本株式会社常務取締役管理担当
第三者評価委員 (H.24)	西口 忠	
研究員	川野徳幸	広島大学平和科学研究センター教授
客員研究員	菅真城	大阪大学アーカイブズ教授
客員研究員	小林信介	金沢大学人間社会研究域経済学経営学系准教授
客員研究員	季武嘉也	創価大学文学部人間学科教授
客員研究員	中見立夫	東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所教授
客員研究員	檜山幸夫	中京大学法学部教授
客員研究員	村上須賀子	NPO 法人日本医療ソーシャルワーク研究会理事長
客員研究員	阿部武司	国土舘大学政経学部教授
調査員	新名一仁	鹿児島大学非常勤講師
調査員	下向井紀彦	公益財団法人三井文庫研究員
一般	葦名ふみ	国立国会図書館 利用者サービス部 政治史料課 (憲政資料室)
一般	石本理彩	東京都公文書館 整理閲覧係
一般 (大学史資料協議会)	上野平真希	熊本大学 運営基盤管理部 総務ユニット 特別研究員
一般	角本玲央	広島大学経済学部生
一般	上代庸平	武蔵野大学法学部法律学科 准教授
一般	酒井恵美子	中京大学国際教養学部 教授
一般	手塚崇聡	中京大学国際教養学部 准教授
一般	富岡勝	近畿大学教授・建学史料室研究員
一般 (大学史資料協議会)	奈良英久	立命館 史資料センター 課長補佐
一般	西村晃	広島県立文書館 総括研究員
一般	橋爪麻衣	桃山学院史料室 調査研究員

(大学史資料協議会)		
一般 (大学史資料協議会)	藤吉 圭二	追手門学院大学社会学部・教授
一般 (大学史資料協議会)	松岡 智美	大谷大学 真宗総合研究所 大谷大学史資料室・研究補助員
一般	丸山 朋美	学校法人梅村学園中京大学 学園事業推進室・主任
協力スタッフ	菊池 達也	文書館事務補佐員
協力スタッフ	齋藤 拓海	文書館事務補佐員
協力スタッフ	平下 義記	文書館事務補佐員
館長	小池 聖一	大学院国際協力研究科教授
館員	小宮山 道夫	文書館准教授
館員	村上 淳子	文書館公文書室長

編集後記

第一回の研究集会は、37名の方々に集まっておられました。文書館側の準備不足等があったものの、充実した内容の報告と活発な質疑応答がえられたことは、なによりの収穫となりました。報告者の石田雅春大学史資料室長、中生勝美先生、永島広紀先生、東山京子先生有難うございました。

大学アーカイブズは、多様な設置背景をもっており、それが個性ともなっています。また、学問の府たる大学では、公開した文書を教育・研究へと応用することが容易な点も特徴です。反面、アーカイブズが本来持つべき役割である「検証の器」としての歩みは、始まったばかりとも言えます。

本研究集会では、「個人文書の収集・整理・公開に関する諸課題」と題しました。個人文書の収集・整理・公開は、簡単なことではありません。研究の一環として、たまたま、関係資料が見つかったということもあるでしょうが、アーカイブズでは、それを体系的に、収集することで、その意義を持たせていきます。また、関係者との人間関係の構築は、長い信頼関係の上に成立するもので一朝一夕にはできないことなのです。その一端でも本報告書から読み解いていただければ幸いです。

また、昨今、機関アーカイブズである国立公文書館でも、その能力を超えた個人文書の収集・整理・公開をする意思を明らかにしています。公文書管理委員会でも、歴史研究者が自らの利益の拡大を図るような発言をしていますし、歴史学・歴史研究者とアーカイブズ学・アーキビストとのコラボなどと素朴に喜んでいる者もいます。しかし、その実態を知っているだけに、地獄への道は善意でしきつめられている・・・というような危機感を私は持っています。特に、個人文書を所蔵することによって国立公文書館の機関アーカイブズとしての意義が薄れていくことを危惧しています。

アーカイブズは、資料を所蔵していた人、大学の場合には、卒業生も含めた多くの学生の思い・・・その思いがつまった場所でもあります。単に利用者、特にハードユーザーである研究者や、一部好事家のためにのみ存在するわけではありません。それだけに、これまで収集・公開に努力してきた者として、昨今の「有識者」(?)の議論には、呆れることが多いのも事実です。

その一方で、大学文書館の運営は、厳しい環境のなかにあります。文化施設などとして埋没せず、検証の器としての立場を確立し、知の器としても機能する・・・大変、困難な道程ですが、その立場を堅持していきたいと考えています。今回の研究集会を通じて改めて、将来に向けたシステムの構築と、人材育成の必要性を痛感しています。

最後になりましたが、研究集会にお集まりいただいた方々、協力していただいたスタッフ各位に感謝いたします。有難うございました。

平成 28 年 3 月 10 日

小池 聖一

広島大学文書館研究叢書2 個人文書の収集・整理・公開に関する諸課題(第1回広島大学文書館研究集会記録集)

発行 平成28年7月1日

編集 広島大学文書館

〒739-8524

広島県東広島市鏡山一丁目1-1

電話 082-424-6050 FAX 082-424-6049

印刷 株式会社ニシキプリント

〒733-0833

広島県広島市西区商工センター7丁目5番33号

